

建設環境常任委員会会議録

〔令和 8 年 3 月定例会〕

3 月 9 日開催分

福岡県筑紫野市議会

筑紫野市議会 建設環境常任委員会 審査日程

令和8年3月9日(月) 会場：第1委員会室

時間	案件	所管課	ページ
9:00	議案第17号 水道の給水協定に関する協議について	上下水道料金総務課 ・工務課	4
	議案第18号 下水道の排水協定の変更に関する協議について	上下水道料金総務課 ・工務課	4
	議案第25号 令和7年度筑紫野市水道事業会計補正予算(第4号)について	上下水道料金総務課 ・工務課	10
	議案第26号 令和7年度筑紫野市下水道事業会計補正予算(第3号)について	上下水道料金総務課 ・工務課	13
	議案第33号 令和8年度筑紫野市農業集落排水事業特別会計予算について	上下水道料金総務課 ・工務課	17
	議案第38号 令和8年度筑紫野市水道事業会計予算について	上下水道料金総務課 ・工務課	20
	議案第39号 令和8年度筑紫野市下水道事業会計予算について	上下水道料金総務課 ・工務課	31
	議案第14号 筑紫野市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について	農政課	41
	所管事務報告 令和7年度筑紫野市事務事業外部評価委員会答申結果および検討方針の報告について	農政課	45
	所管事務調査 田植え時における水不足への対応について	農政課	49
	所管事務調査 市内における転用違反農地の総数(総面積)とその是正に向けた取組み方針について	農政課・農業委員会事務局	53
	所管事務報告 水質調査等の結果について(平等寺地区)	環境課	57
	所管事務報告 第二次筑紫野市都市計画マスタープランの改定について	都市計画課	66
	所管事務報告 筑紫野市空家等対策計画の改定について	建築課	70
	所管事務報告 令和7年度空家現地調査の結果について	建築課	76
	所管事務報告 鷺田川周辺浸水対策検討の進捗状況について	土木課	78
	所管事務報告 舗装個別施設計画について	土木課	86

筑紫野市議会 建設環境常任委員会 審査日程

令和8年3月9日(月) 会場：第1委員会室

時 間	案 件		所 管 課	ペー ジ
	所管事務 報 告	塔原1号交差点の状況報告について	土木課	89
	所管事務 報 告	令和8年度一般会計予算の主たる事務事業について	建設部 環境経済部	90

令和8年第2回（3月）筑紫野市議会定例会
建設環境常任委員会

○日 時

令和8年3月9日（月）午前9時00分

○場 所

第1委員会室

○出席委員（7名）

委員長	八尋一男	副委員長	段下季一郎
委員	田中允	委員	辻本美恵子
委員	赤司泰一	委員	宮崎吉弘
委員	檜木孝一		

○欠席委員（0名）

○傍聴議員（10名）

議員	上村和男	議員	西村和子
議員	白石卓也	議員	山本加奈子
議員	古賀新悟	議員	坂口勝彦
議員	前田倫宏	議員	佐々木忠孝
議員	吉村陽一	議員	春口茜

○出席説明員（23名）

建設部長	深見勝彦	都市計画課長	鶴川和宜
計画担当係長	堀尾圭吾	開発担当主任	今永裕也
建築課長	鶴岡靖生	空家対策・建築計画担当係長	猿渡康弘
空家対策・建築計画担当主任	池田省吾	土木課長	菊武秀明
土木整備担当係長	坪井望	管理保全課長	中村昭治
環境経済部長	平嶋顕治	上下水道工務課長	山田学
給排水担当係長	前川恒夫	水道担当係長	三浦隆
下水道担当係長	新山武志	上下水道料金総務課長	永利俊美
財務管理担当係長	勇川大輔	環境課長	益永晃
環境保全・廃棄物担当係長	中村義弘	農政課長	松永崇臣

農政担当係長 瀧崎雄貴

農林土木担当係長 東泰弥

商工観光課長 渡邊成祐

○出席事務局職員（3名）

局長 荒金達

課長 高木美智子

主任 小金丸卓也

開会 午前9時00分

○委員長（八尋一男君） 皆様、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから建設環境常任委員会を開会いたします。

まず、傍聴の件を御報告いたします。本常任委員会に6名の議員が傍聴に出席しておりますので、報告をしておきます。

会議に入ります前に、念のため申し上げますが、会議中、発言のある方は挙手をしていただき、委員長から指名を受けた後にマイクのスイッチを押して発言していただきますようお願いいたします。

また、携帯電話等をお持ちの方は電源を切るか、マナーモードをお願いをしたいと思います。

なお、本日の委員会閉会后、協議事項として議会だよりに掲載する案件についてほか2件を予定しておりますので、よろしくようお願いいたします。

それでは、お手元に配付しております日程に従い、本日の会議を進めます。

それでは、議題に入ります前に、平嶋部長がお見えですので、御挨拶をいただき、出席職員の紹介をお願いいたします。

部長。

○環境経済部長（平嶋顕治君） 皆さん、おはようございます。環境経済部長、平嶋でございます。

議員の皆様には日頃より節水の呼びかけのほうをしていただきまして、本当にありがとうございます。ですが、まだまだ水のほうが足りない状況でございますので、なお一層の呼びかけをよろしくお願ひしたいと思っております。

本日は、議案8件、所管事務報告3件、所管事務調査2件の審査をよろしくお願ひいたします。

まず、説明員の紹介をそれぞれ自己紹介させますので、お願ひいたします。

○上下水道工務課長（山田 学君） おはようございます。上下水道工務課長をしております山田学です。どうぞよろしくお願ひします。

○上下水道料金総務課長（永利俊美君） おはようございます。上下水道料金総務課の課長をしております永利です。よろしくお願ひいたします。

○財務管理担当係長（勇川大輔君） おはようございます。上下水道料金総務課で財務管

理担当係長をしております勇川と申します。よろしくお願いいたします。

○給排水担当係長（前川恒夫君） おはようございます。上下水道工務課給排水担当係長をしております前川と申します。どうぞよろしくお願います。

○下水道担当係長（新山武志君） おはようございます。上下水道工務課下水道担当係長をしております新山です。よろしくお願います。

○水道担当係長（三浦 隆君） おはようございます。上下水道工務課水道担当係長をします三浦といいます。よろしくお願います。

○環境経済部長（平嶋頭治君） 本日はよろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） それでは、議案第17号、水道の給水協定に関する協議についての件及び議案第18号、下水道の排水協定の変更に関する協議についての件、2件を一括して議題といたします。本2件について執行部から説明をお願いします。

なお、質疑、討論及び採決は個別に行いますのでよろしくお願いいたします。

課長。

○上下水道料金総務課長（永利俊美君） それでは、議案第17号、水道の給水協定に関する協定について及び議案第18号、下水道の排水協定の変更に関する協議につきまして、一括して提案理由の御説明を差し上げます。

議案第17号、給水協定について、議案書119ページを御覧ください。

筑慈苑施設組合等の要望により、筑慈苑及び山家スポーツ公園の利用者が隣接する筑前町の水道を利用できるようにすることで、水道施設整備費用の軽減や安定した水の供給を確保することによる公共の福祉の増進を目的とし、筑前町と本市との給水協定を締結することに当たり、地方自治法第244条の3第3項の規定により議会の議決を求めるものです。

次の120、121ページを御覧ください。

こちらにつきましては、協定書と位置図を記載しておりますので御参照ください。

次に、議案第18号、排水協定の変更について、議案書123ページを御覧ください。

下水道の円滑な運営のため、本市と筑前町との間で下水道の排水に係る協定を締結していますが、筑慈苑施設組合などの要望により、筑慈苑及び山家スポーツ公園の利用者が隣接する筑前町の下水道を利用できるようにすることで、下水道整備費の軽減や衛生的な下水道整備の確保による公共の福祉の増進を目的とし、平成25年4月1日付で締結した本市と筑前町との排水協定を変更するものです。また、この協定の変更により、地方自治法第244条の3第3項の規定により、議会の議決を求めるものです。

次のページをお開きください。

こちらは、筑紫野市と筑前町との排水に係る協定の一部変更の内容です。

次のページは、変更した内容を反映した協定書と位置図です。

説明資料3ページをお開きください。

要望の内容でございます。

筑慈苑施設組合では、下水道処理施設の老朽化に加え、井戸水の水質悪化等により施設の運営に支障を来しており、これらの課題を解決するために筑前町の上下水道施設へ接続したい。

また、山家スポーツ公園においても、今後水質悪化の懸念があることや、下水処理の老朽化に伴い多額の工事費が見込まれるなどの問題があることから、筑前町の上下水道施設への接続の要望を行っております。

筑慈苑及び山家スポーツ公園の概要につきましては、表の記載のとおりです。

最後に、法令根拠を記載しておりますので、御参照をよろしくお願いいたします。

以上が、議案第17号及び第18号の説明となります。審査の上、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から説明を受けましたが、まず、議案第17号に対する質疑のある方はありませんか。

宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） 説明ありがとうございます。

まず、水道の件なんですけど、今後を見据えたということ、水質の悪化ということをおっしゃってましたけども、現状、水質の悪化が見込まれるというか、こういった根拠でその水質が悪化するというふうに捉えられているのでしょうか。まず、1点聞きたいと思います。

○委員長（八尋一男君） 係長。

○財務管理担当係長（勇川大輔君） お答えします。

水質の悪化の件に関しましては、筑慈苑が定期的に法定の51項目の検査をなさっているそうです。その中で、どの数値が悪化したとかまでは聞き及んでないんですけども、直近のお話では8月と11月の検査で原水が基準値をオーバーしてしまっているということをお聞かせしております。直近の2月では、その原水の水質は基準はクリアしてはいるんですけども、ちょっとばらつきがあるようでして、なので今後どういうふうになるか分からないので、そういった懸念があるので、今回の協定をした上で筑前町の水を使わせていただきたいと

いうお話を要望しているというところで伺っております。

○委員長（八尋一男君） 宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） 関連なんですけど、山家は上水道じゃなくて井戸水ですよ。よく私は話を聞くんですけど、例えば砂が上がってくるとかいったことをよく聞いたりしているんですよ。だから、砂とか、そういうのじゃなくて、水質自体がそう懸念されるということで捉えていいんでしょうけど、本来、井戸水って、筑慈苑等で使う場合はあんまり集中して毎日使うというわけじゃないですよ。

ほかの地域で、私に問合せがあったんですけど、水質を安定させるためには常時井戸水を出しておかないと検査に引っかかるということを知ったことがあるんですよ。だから、そういった面も含めて筑前町の上水道を使うということになったってことです。そう捉えていいですよ。水質悪化が見込まれるというか、懸念されるのでということですよ。

○委員長（八尋一男君） 係長。

○財務管理担当係長（勇川大輔君） 宮崎委員のおっしゃるとおりで、筑慈苑からはそういった、総合的な懸念があるので、今回、筑前町の水を使うのが必要だという判断に至っているというところで伺っております。

○委員長（八尋一男君） ほかに。田中委員。

○委員（田中 允君） この工事はどのような形で行われますかね。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） 工事は、筑慈苑が発注をそれぞれ行いまして進めていくという形になっております。

○委員（田中 允君） 誰がするんですか。

○上下水道工務課長（山田 学君） 筑慈苑。

○委員（田中 允君） 工事は誰がするんですか。

○上下水道工務課長（山田 学君） 工事は筑慈苑が業者に発注して対応していく流れになっております。

○委員長（八尋一男君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 今のどのような方法で筑慈苑が水道を利用できるのかなということで、新たな工事をするというところですけども、それが具体的にどのような工事なのかということと、どれぐらい筑前町から筑慈苑のほうに引っ張ってくるのかということ

ると、それに係る整備費用ですね。もしも単独で筑紫野市でそういった工事をするときと比較されたんだと思うんですけど、経済的な負担が少ないというところでこういう方法になったという、その比較した内容を説明いただけたら。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） 工事は、筑慈苑が発注をしまして、当然筑紫野市としては山家スポーツ公園を管理しているのが文化・スポーツ振興課になるんですね。文化・スポーツ振興課と筑慈苑が共同というか、文化・スポーツ振興課は筑慈苑に乗っかるといいますか、で、工事をやっていくんで、そこら辺の工事の具体的な費用が幾らかかるというのが、ちょっと私たちのほうは聞き及んでいないところなんですよね。

○委員長（八尋一男君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 今、提案理由のところで経済的な負担を考えてこういう方向を取るという説明だったので、じゃあ実際、こういう方法を取らなければどれぐらいかかって、これをやるとこれぐらいの経費の節減になるからというところで判断されたのかなと思ったので、その数字を、数字というか概略でもね、お尋ねしたんですけれども。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） 工事の費用の面なんですけども、私たちが聞いておるのは、筑慈苑がまず発注しまして工事を行いますと。今、その費用負担をどうしますかという話になると、どれぐらい水の量を使っているかというところで判断されるということ聞いております。

じゃあ、それをどう判断するのかといたら、去年の11月から1年間、どれぐらい井戸水を使ったかというところで、筑慈苑がこれだけ使った、筑紫野市の文化・スポーツ振興課の山家スポーツ公園がこれだけ使ったということで、その費用負担の割合で筑紫野市が筑慈苑のほうに最終的にお支払いするというふうに聞いておるもので、そこら辺のどれだけ費用が単独でやっていったら安くなるかというところまでは私どもは聞いていないんですよね。

○委員長（八尋一男君） いいですか。係長。

○財務管理担当係長（勇川大輔君） 補足をさせていただきたいんですけれども、今、山田課長が申し上げたのは、筑慈苑と文化・スポーツ振興課側のお話で、私たち水道部局が仮にこの筑慈苑、スポーツ振興課のために工事をするとしたら、一番近いところで天山になりますかね。天山ら辺から山家の筑慈苑とかスポーツ公園まで管を引っ張るとしたら相

当な距離があると思います。多分、2億円、3億円ではいけないような費用がかかってくるんじゃないかと思います。それに比べると、近くに筑前町の水道が来ておりますので、それを引っ張って使わせていただくほうが費用が下がるというような判断の下にしているところです。

○委員長（八尋一男君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 分かりました。お尋ねしたかったのはそういうことなんですね。

その上で、スポーツのほうと筑慈苑で筑前町にお支払いするのは大体どれぐらいになると。それを今計測してるんですかね。井戸水ですから、量ってるというところでいいんでしょうかね。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） それを今、今年10月ぐらいで大体判断できるかというところになっております。

○委員長（八尋一男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 今、山家が水道が来てないからそういう措置をするわけと思うんですけど、その山家の水道というのですか、普及というか、施設が完了というか、どがん程度になるか分からんけど、その進捗というのですか、そこら辺りはどのように考えてあるんですか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） 山家地区がということですか。

○委員（田中 允君） そう。要するにそれが一旦切り替えるわけやろうが。

○上下水道工務課長（山田 学君） 今回の工事におきましては、あくまで筑慈苑と山家スポーツ公園に水を供給するという形になっておりますので、山家地区という話にはなっておりません。

○委員長（八尋一男君） どうぞ。

○委員（田中 允君） だから、山家の水道が通るとなれば、要するに切り替えるわけやろうが、筑紫野市と。水やら。将来。だから、いつごろその山家の工事が、水道施設が完了するのか。完了というか、整備されるのかなと思ってね。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） まだ山家の水道の供給という件に関しましては、地元との話も煮詰まっていないといえますか、じゃあ本当にやるのかというところまでの話

には行き着いておりませんので、具体的に何年までというふうなお話はこの場ではできないかと思っております。

○委員長（八尋一男君） 副委員長。

○副委員長（段下季一郎君） 今、宮崎委員の発言の中で水質、この周辺の井戸を使用している方の水質の件で、私も御意見いただいたことがあって、水質がよくないというのを、たしか私が1期目のときぐらいに、終わりぐらいだったかな、御意見いただいたことがあったんですよ。だから、井戸だからしょうがないねというふうな話でそのときは終わってたんですけども、今、要はこの隣接する、皆さん、見ていただきたいんですけど、121ページですね。議案書のこのページ、位置図と書いてあるこのスポーツ公園の横に数世帯、家が何軒か建ってると思うんですよ。ここの方からだったんですよ、その意見をいただいたのがですね。

区長を通して、もしかしたら要望があってるかもしれないんですけども、この山家の筑慈苑のところの水質が悪化して基準を超えてるということでしたら、恐らくこの近くの方にも影響が出てるんじゃないかなというのを懸念しておりまして、世帯的には少ないんですけども、ここも当然井戸を使ってるかと思われまして、ここの方ももし使えるんだったら、隣なので、要望が出て、なおかつ可能ならそういうことも考えられるのではないかなと思ったんですけども、その点いかがかなと思ひまして、お尋ねです。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） 今回、筑前町に筑慈苑も筑紫野市も要望書を提出しておりまして、筑前町としては協力させてもらいますということで、ありがたいお言葉をいただいているところなんですけども、その条件としまして、今回提案されている筑慈苑と山家スポーツ公園だけ水道と下水のほうをつなぎ込むということが、これを条件とさせていただきますと言われていたところがございますので、現時点ではそういうところになっていくところがございます。

○委員長（八尋一男君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。議案第17号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第17号、水道の給水協定に関する協議についての件を原案どおり可決することに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。

よって本件は、全員一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号に対して質疑の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。議案第18号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第18号、下水道の排水協定の変更に関する協議についての件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。

よって本件は、全員一致で可決すべきものと決しました。

それでは、議案第25号、令和7年度筑紫野市水道事業会計補正予算（第4号）についての件を議題といたします。

本件について執行部から説明をお願いします。

課長。

○上下水道料金総務課長（永利俊美君） それでは、議案第25号、令和7年度筑紫野市水道事業会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

説明資料、6ページを御覧ください。

第1款資本的収入第1項企業債については、借入額の抑制により、既決予定から1,820万円を減額し、2億3,240万円とするものです。第3項負担金については、消火栓設置及び舗装復旧工事費の負担減額に伴い、既決予定額から120万3,000円を減額し、1,140万4,000円とするものです。

次に、補正予算書、40ページを御覧ください。

第2条については、第1款資本的収入の補正に伴い、予算第4条本文括弧書きを資本的収入が資本的支出額に対し不足する額6億2,904万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,739万3,000円、過年度損益勘定留保資金2億7,609万9,000円、建設改良積立金1億6,509万2,000円及び減債積立金1億4,045万9,000円で補填するに改めるものです。

次に、第3条の債務負担行為についてです。

水道料金及び下水道使用料の調定請求事務において、本市基幹系システムと連携したクラウドサービスを利用しております。今回の補正は、基幹系システムのサービス運用期間に合わせ、当初の5年間という期間設定を単年ごとの契約へと変更するものです。これに伴い、限度額を3,386万1,000円から903万円と改めます。

次に、第4条の企業債についてです。

企業債借入額の補正に伴い、借入限度額を2億3,240万円に改めるものです。41ページ以降には、附属資料として令和7年度の予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表、令和6年度の損益計算書、貸借対照表を掲載しておりますので、併せて御参照ください。

以上が、議案第25号、令和7年度筑紫野市水道事業会計補正予算（第4号）についての説明となります。委員さん、御審査の上、よろしく願いいたします。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 消火栓を少なくするというのは、何か、どういう理由なんですかね。

○委員長（八尋一男君） 係長。

○財務管理担当係長（勇川大輔君） 今おっしゃっていただいたのが、負担金のところの補正減のところなんですけれども、こちらは工事負担金といたしまして当市の危機管理課と土木課から負担金をいただいております。その負担金というのが、分かりやすいのが土木課のほうの舗装工事の分で、水道工事と併せてやる分の割合で水道分、それから、土木課分と分けてその土木課分をいただいていると。

消火栓分に関しましては、法に基づいて水道管の工事をして、一定区間ごとに消火栓を設置しないといけません。令和7年度の工事がほぼほぼ今終わってるんですけれども、その中で実際に工事をしてみて、できたところ、できなかったところがあると思うんですけ

ども、それが予定していた消火栓の量が、工事を行った結果、予定したものより少なくなつたので、その分が下がっているという内容になります。

○委員長（八尋一男君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 確認ですけど、工事してて、本来予定してたけれども、ここはもう工事やってみたら必要のない場所だということではなかったということですか。ほかに理由がないですか。特に理由があるのかなと思ったんですけど。

○委員長（八尋一男君） 係長。

○水道担当係長（三浦 隆君） 先ほどの補足なんですけれども、先ほど箇所数が少なくなつたというようなお話だったんですけども、今回減になったのが、箇所数が少なくなつたということではありませんで、管のやり替えのときに併せて消火栓をやり替えるんですけれども、そのときにまだ使用できる部材とかそういったものがございましたので、それでそういったものを流用して消火栓のやり替えをしたというところで、そういう現場の中で使えるものは使っていこうという努力をした結果、負担金として減っているということでございます。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） 関連なんですけど、今、御説明いただいた、老朽化というか、更新には至らないという話でしたけど、そもそもなんですけど、消火栓とかは定期的に交換しないといけないんじゃないかなかったですかね。お尋ね。

○委員長（八尋一男君） 係長。

○水道担当係長（三浦 隆君） 使用できる部材といいますのは、消火栓の本体ではなくて道路のところに消火栓の蓋とかあると思います。そういったところの中で使える部材を流用したということでございます。

以上です。

○委員長（八尋一男君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。議案第25号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第25号、令和7年度筑紫野市水道事業会計補正予算（第4号）についての件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。

よって本件は、全員一致で可決すべきものと決しました。

それでは、議案第26号、令和7年度筑紫野市下水道事業会計補正予算（第3号）についての件を議題といたします。

本件について執行部から説明をお願いします。

課長。

○上下水道料金総務課長（永利俊美君） それでは、議案第26号、令和7年度筑紫野市下水道事業会計補正予算（第3号）につきまして御説明いたします。

説明資料8ページを御覧ください。

収益的収入及び支出のうち、第1款下水道事業収益第1項第1目下水道使用料については、令和8年1月検針時点で当初予算を上回る推移となったため、2,200万円を増額し、17億536万4,000円とするものです。

第3項特別利益第2目過年度損益修正益につきましては、宝満川上流及び宝満川流域の維持管理負担金の還付金が確定し、当初見込みを上回ったため、2,492万2,000円を増額し、3,737万1,000円とするものです。

第1款下水道事業費用第1項3目の流域下水道維持管理負担金につきましては、流域下水道処理場への汚水量増加に伴う維持管理負担金の増額により2,480万円を増額し、9億3,114万6,000円とするものです。

第2項3目消費税については、使用料収入増に伴う仮受消費税の増額及び工事請負費等の減少による仮払消費税の増減額から、納付すべき消費税額が増加したため、2,100万円を増額し、7,770万円とするものです。

第3項特別損失2目過年度損益修正損については、御笠川・那珂川流域の令和6年度維持管理負担金における赤字負担金が減少したために1,502万6,000円を減額し、770万2,000円とするものです。

資本的収入及び支出のうち、第1項第1目企業債については、起債充当工事委託の減や、福岡県が実施する流域下水道の事業量減少に伴い1億9,360万円を減額し、1億3,970万円

とするものです。

第2項1目国庫補助金については、国庫補助金の内示額減額により7,163万円を減額し、4,958万円とするものです。

第1款建設改良費1目公共下水道整備費について、国庫補助金及び舗装工事負担減額に伴い1億7,130万円を減額し、1億8,627万3,000円とするものです。

1款建設改良費2目流域下水道建設負担金について、流域下水道建設負担金の確定に伴い1億1,585万4,000円減額し、8,021万5,000円とするものです。

それでは、これより工事等の内容につきまして、工務課長より説明を行います。

○上下水道工務課長（山田 学君） それでは、私から説明資料8ページですね、一番下の表、資本的支出の公共下水道整備費の補正額について説明させていただきます。

下水道事業については、国から補助金がもらえるメニューがあれば、当然それを活用して工事や測量設計委託を進めているところです。

今年度の補助金が、筑紫野市が国に対して要望した額に対しまして内示率が約40%しかつかなかったことが、この主な原因となっているところでございます。

最近の傾向としましては、補助金は申請額に対して満額はつかない状況が続いているため、減らされることも考慮し、しかしながら、老朽管の更新は国のほうもどんどん進めていくように言われているということもあり、国が言っているということは申請額満額つけてくれることも想定しておくことがあったことから、現在の職員でさばくことが可能な量の工事と測量設計委託を行うよう申請していたところなんですけども、結果的に約40%と、今までには考えられない内示額であったことが主な原因となっております。

次の9ページをお開きください。

そのように補助金のつきが悪かったことにより、補助金がついたお金で優先順位を決めまして、今年度何をするかという検討を行いまして、青色箇所については今年度工事を行ったところでございます。赤色箇所は、今年度工事ができなかったところでございます。

次の10ページをお開きください。

全て赤色箇所となりますが、このページの測量設計委託で行うようにしていたお金を工事に回し、対応させていただきました。結果として、委託料と工事請負費、工事負担金額で1億7,130万円の減額としているところでございます。

私のほうから、説明は以上となります。

それでは、引き続き料金総務課長より補足がありますので、よろしくお願いいたします。

○上下水道料金総務課長（永利俊美君） それでは、引き続き説明いたします。

次に、補正予算書、45ページを御覧ください。

第4条については、第1款資本的収入の補正に伴い、予算第4条本文括弧書きを、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億8,627万8,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額383万4,000円、過年度損益勘定留保資金1億70万9,000円、減積立金2億8,173万5,000円で補填するに改めるものです。

次に、第5条の企業債についてです。企業債借入額の補正に伴い、企業債の借入限度額を1億3,970万円に改めるものです。

47ページ以降には、附属資料として令和7年度の予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表、令和6年度の損益計算書、貸借対照表を掲載しておりますので、併せて御参照ください。

以上が議案第26号、令和7年度筑紫野市下水道事業会計補正予算（第3号）についての説明となります。御審査の上、よろしく願いいたします。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 収益的支出のところの汚水料増加に伴う負担金の増というのがあるんですけど、この増加の理由。何か去年も聞いたような気がするんですけど、何か汚水量が増えるのは雨水が入ってくるからという説明だったように思うんですけど、何か昨今の状況から考えると、そんなに去年はあんまり不要な雨というかね、降らなかったような気がするんですけど、汚水量の増加が何によるものなのか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○上下水道料金総務課長（永利俊美君） 汚水量の増加と申しますのは、筑紫駅西口の近くにクリーニング店の大きな工場ができましたので、その汚水量がかなり増えておりまして、その分の汚水量を反映させたものになってます。ですので、その関係で汚水量が増えたと。雨水は関係がないです。

○委員長（八尋一男君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） それで2,480万円も増えるってということですか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○上下水道料金総務課長（永利俊美君） 主な大きなところですので。それ以外にもやは

り給水への戸数とか増えておるところはありますので、そういったところも含めたところで、一番大きいところで顕著に表れたのがその筑紫駅西口近くの大きなクリーニング工場での汚水量が増えたところでは。

○委員長（八尋一男君） 宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） 関連なんですけど、今言われた汚水量、工場ですから相当な量になるんでしょうけど、あそこはたしか井戸ですよ。大口径の井戸を掘ってたと思うんですけど、何が言いたいかって、1年まだたっていないんじゃないかなと思うんですけど、そこら辺の水量計算というか、井戸から揚水してるというのが1年でデータがある程度出るんですかね。ちょっと聞きたいんですけど。

○委員長（八尋一男君） 係長。

○財務管理担当係長（勇川大輔君） おっしゃるとおり、クリーニング工場は、正確にいつから稼働してるかは把握してないんですけども、下水道の料金を私たちはいただいておりまして、その算定した分でいくと最近の2か月の排水量が1万3,000立米ぐらいで、これを料金に直しますと大体2か月で500万円を超えるぐらいの料金になります。なので、その分を今回の予算より実際にその料金をフルでいただきだしたのが、そうですね、3期か4期ぐらいだったかと思うんですけども、その分を反映した収入にしておりまして、また、先ほど辻本委員から御質問いただいた維持管理負担金の増というところに反映させていただいているところです。

○委員長（八尋一男君） ほかに質疑のある方はございませんか。

赤司委員。

○委員（赤司泰一君） 建設改良費の部分で、今年度できなかった工事はまた来年ということでもいいんですかね。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） そういった方向で考えているところがございます。

○委員長（八尋一男君） ほかにないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。議案第26号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第26号、令和7年度筑紫野市下水道事業会計補正予算（第3号）についての件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。

よって本件は、全員一致で可決すべきものと決しました。

それでは、議案第33号、令和8年度筑紫野市農業集落排水事業特別会計予算についての件を議題といたします。

本件について執行部から説明をお願いします。

課長。

○上下水道料金総務課長（永利俊美君） それでは、議案第33号、令和8年度筑紫野市農業集落排水事業特別会計予算について御説明いたします。

本市では、農業集落排水事業として、平等寺、山口、御笠、吉木、阿志岐の5地区に汚水排水管及び処理施設を設置し、農村地区の衛生環境向上と農業用水の水質保全を図っております。

それでは、予算書、64ページをお開きください。

歳入歳出の総額はそれぞれ1億6,603万9,000円と定めるものでございます。

予算の内訳について御説明いたします。

次のページをお開きください。

1 款分担金及び負担金15万2,000円、2 款使用料及び手数料4,128万7,000円、3 款繰入金1億2,459万8,000円、4 款諸収入2,000円、合計で1億6,603万9,000円となります。

次に、歳出です。1 款農業集落排水費8,902万1,000円、2 款公債費7,701万8,000円、こちらも合計で1億6,603万9,000円でございます。

具体的な内容につきまして、御説明いたします。69ページを御覧ください。

1 款第1 項分担金は、前年度と同額の15万2,000円を計上しております。これは、施設を新規利用する際に徴収する受益者分担金1 件分、15万円が主な内容です。

2 款1 項使用料は、前年度比36万7,000円減の4,128万5,000円を計上しております。内訳は、現年度分が4,074万5,000円、過年度分が54万円です。

2 款2 項手数料は、前年度と同額の2,000円とし、内容は督促料及び証明手数料として各1,000円を計上しております。

3款1項繰入金は320万9,000円減の1億2,459万8,000円としております。

続いて、歳出の内訳を御説明いたします。

70ページをお開きください。

1款1項農業集落排水事業は、328万9,000円増の8,902万1,000円を計上しております。これは、主に各処理場の電気料高騰に伴う増額です。主な内訳は、処理施設等の電気代が1,402万8,000円、汚泥処理や維持管理に要する手数料が5,545万円、職員人件費が699万9,000円となっております。

71ページを御覧ください。

2款1項公債費は、686万5,000円減の7,701万8,000円です。元金が537万9,000円減の7,120万7,000円、利子が148万6,000円減の581万1,000円となっております。こちらは、起債残高の減少によるものです。

72ページをお開きください。

債務負担に関する支出予定額を掲載しております。施設利用使用料のコンビニ納付に付随する収納事務委託について、令和8年度から9年度までの2年間で11万7,000円の負担行為を設定しております。

また、予算書73ページには起債残高の見込みを掲載しております。令和8年度末時点の残高は2億4,504万4,000円となる見込みです。

それでは、最後に説明資料について御説明いたします。説明資料、12ページを御覧ください。

一般会計繰入金の内訳です。高資本対策経費は、281万3,000円減の1,482万円。分流式下水道に要する経費は563万7,000円減の4,742万9,000円としております。これは、起債残高が減っており、償還が進んだことにより減額となったものです。また、臨時財政特例債の償還経費は、償還完了に伴い、皆減としております。農業集落排水事業赤字補填分については、2,037万1,000円増の6,234万9,000円としております。

説明資料、13ページをお開きください。

こちらは、令和8年度以降の起債償還予定額を掲載しております。記載のとおり、令和15年度には全ての償還を終了する予定です。

以上で、令和8年度筑紫野市農業集落排水特別会計予算につきまして、説明を終わらせていただきますので、御審査の上、よろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はあり

ませんか。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） すいません、一般会計からの繰入れのところで農業集落排水事業の赤字補填分6,234万9,000円。これが前年よりも2,000万円増えていってるんですけど、増えた理由というところと、この赤字補填に対して何か国とか県とかの措置はないんでしょうか。何か大きな赤字というか、繰入れだなというふうにいよいよ思ってるので、ちょっとその辺、ないでしょうかね。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○上下水道料金総務課長（永利俊美君） 辻本委員の御質問なんですけども、まずその県とか国とかの補填とか、そういう協力というものがあるかという、ないです。

今回下がった理由が、起債の償還関係が結構進んでおりますので、その分だけ減額になった分、その分だけ……。

○委員（辻本美恵子君） 増えてますよ。（「2,000万円」と呼ぶ者あり）

○上下水道料金総務課長（永利俊美君） 2,000万円上がっておりますけど、本来はもらえる分がルール上、ほかの部分落ちてるんで、収入部分ですかね、赤字補填分が上がっているような形になります。

あと1点は、やっぱり維持管理費。昨今の電気代が上がっておりますんで、支出のほうはちょっと増えている関係で、歳入歳出を差し引くとどうしても2,000万円赤字補填が出てると。

○委員長（八尋一男君） 何か理解に苦しんであるようですから、もう一度分かりやすく説明をお願いします。

係長。

○財務管理担当係長（勇川大輔君） 補足をよろしいでしょうか。

今、説明資料の12ページを御覧いただいているかと思うんですけども、この中で臨時財政特例債の償還等に要する経費というのが、7年度、8年度を比べると1,500万円から皆減といいますか、ゼロになっております。

支出に対して足りない収入というのは、少しは減ってきていますけれども、その中で総務省からの基準内に照らし合わせて一般会計繰入金としていただけるものか、そうでない部分に関しては赤字繰入金とさせていただいているところです。

その中で今回、1,500万円も繰入金としていただける部分が減りましたので、赤字の補

填分の金額が2,000万円も増えているような形に見えてしまうというところがあるのかな
と思っております。

○委員長（八尋一男君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） ということは、確認したいんですが、一番下の段ですね、2,037万円の増えてるうちの多くが、1,513万円がほとんど増えてて、その差の500万円ぐらいが維持管理のほうの増額というふうに理解していいんですかね。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○上下水道料金総務課長（永利俊美君） 辻本委員がおっしゃっているとおりでございます。

○委員（辻本美恵子君） 分かりました。

○委員長（八尋一男君） ほかに質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。議案第33号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第33号、令和8年度筑紫野市農業集落排水事業特別会計予算についての件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。

よって本件は、全員一致で可決すべきものと決しました。

ここで休憩に入りたいと思います。

休憩 午前9時51分

再開 午前10時03分

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

傍聴の件を御報告をいたします。本常任委員会に、2名の議員が増えておりますので、合計8名が出席してありますので、御報告しておきます。

それでは、議案第38号、令和8年度筑紫野市水道事業会計予算についての件を議題とい

たします。

本件について執行部から説明をお願いします。

課長。

○上下水道料金総務課長（永利俊美君） それでは、議案第38号、令和8年度筑紫野市水道事業会計予算について御説明いたします。

予算書の2ページを御覧ください。

第2条の業務の予定量ですが、（1）給水人口は9万800人としております。（2）の年間総給水量は830万立米としております。これは、給水人口に過去3年の1人当たりの平均給水料を掛け合わせて算定してしております。（3）の1日平均給水量は、年間総給水量を365日で割って2万2,700立米としております。（4）1日平均有収水量は（3）の1日平均給水量2万2,700立米に過去3年の平均有収率を掛けて2万1,500立米としております。最後に、（5）の主な建設改良費は7億1,038万5,000円としております。建設改良費の内容につきましては、後ほど御説明いたします。

続きまして、第3条の収益的収入及び支出は、水道事業収益を21億3,656万2,000円とし、水道事業費用を20億2,008万円としております。

第4条、資本的収入及び支出ですが、資本的収入を2億4,158万2,000円とし、資本的支出を9億8,691万8,000円としております。その結果、資本的収支は7億4,533万6,000円の収入不足となります。この収入不足を補いますために、まず、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額から6,211万7,000円を補填します。次に、過年度分損益勘定留保資金から3億3,935万6,000円を補填します。最後に建設改良積立金から3億4,386万3,000円を補填して不足分を補うこととしております。

第5条にまいります。第5条の継続費は、常松浄水場中央監視装置更新工事事業に係る経費として、令和8年度2億3,690万円、浄水場外施設電装設備更新事業に係る経費として、令和8年度8,040万円を計上するものです。

次に、第6条の企業債は、配管設備品を充当する起債の上限や利率、償還方法を定めるものです。

次のページを御覧ください。

第7条の一時借入金は、借入金の上限を1億円とするものです。

第8条の予定支出の各項の経費の金額の流用についてですが、1、2とございますが、それぞれの支出の各項目間に限定して、議会の議決を経ずして利用できるものと定めるも

のです。

第9条の議会の議決を経なければ利用することができない経費につきましては、今回、次年度予算として職員給与費を1億2,721万8,000円計上しておりますが、この予算に過不足が生じ流用を行う必要がある際は、事前に議会の議決を経た上で行うと定めるものでございます。

次に、第10条の利益剰余金の処分ですが、令和8年度予算で見込まれます利益剰余金のうち7,300万円につきましては、5,110万円を減債積立金として処分し、2,190万円を建設改良積立金として処分すると定めるものです。

最後になります第11条の棚卸資産購入限度額は、棚卸しの購入額を最大で1,451万4,000円までとするものです。

予算書の5ページを御覧ください。

それでは、収益的収入の主な内訳を説明いたします。

まず、第1款第1項営業収益は19億6,643万1,000円としております。主な内訳について御説明いたします。まず、1目給水収益は18億2,159万6,000円としております。こちらは、令和6年度決算値に令和7年度の上半期の実績を反映する形で算定しております。次に、加入金は1億1,000万円としております。令和7年度実績に大規模なむさしヶ丘団地を反映する形で算定しております。4目その他営業外収益は3,480万6,000円としております。これは、主に下水道事業会計から水道事業会計へ事務費として支払われます下水道使用料徴収事務委託料が増えることによるものです。

第2項営業外収益は1億7,013万1,000円としております。これは、長期前受戻入が増えたことによるものでございます。

続きまして、収益的支出の主な内訳を説明いたします。

予算書の6ページを御覧ください。

まず、第1項営業費用は19億4,752万8,000円としております。

主な内訳について説明いたします。

まず、1目原水及び浄水費は12億2,699万7,000円としております。これは、山口浄水場に関する委託管理が増えたことに加えまして、福岡地区水道企業団へ支払います受水費のうち、五ヶ山ダムに由来しております水量700立米に対します基本料金の80%減免が令和7年7月をもって終了したことにより、受水費が増えたことによるものでございます。

続きまして、2目配水及び給水費は7,705万9,000円としております。

続きまして、7ページを御覧ください。

3目業務費は9,420万円としております。これは、水道料金システムE L Q R対応開始に伴う委託料が増えたことによるものです。

次に、4目総係費は6,829万3,000円としております。

続きまして、次のページの8ページをお開きください。

5目減価償却費は4億7,577万9,000円としております。

続きまして、営業外費用は7,005万2,000円としております。これは、工事増加等による仮払消費税の増額から、納付すべき消費税額が減額したためです。

3項特別損失は150万円としております。

続きまして、資本的収入及び支出について御説明いたします。

予算書の10ページをお開きください。

1款1項企業債は1億9,280万円としております。2款2項補助金は3,325万5,000円としております。3項負担金は1,552万7,000円としております。

続きまして、資本的支出の主な内訳を御説明いたします。

次の11ページを御覧ください。

まず、1款1項建設改良費は7億2,776万7,000円としております。こちらは、工事請負費や量水機器購入により増えたものでございます。

次に、2項企業債償還金は2億5,915万1,000円としております。これは、企業債の償還残高が減ったことによるものです。

次に、補足説明資料について御説明いたします。

説明資料の10ページを御覧ください。

こちらは、令和4年度以降の水道料金収入と水道加入金の収入の推移を掲載しております。令和7年以降は予算値になっておりますため、今後、若干の増減は生じてまいるかと思われましても、グラフにありますとおり、料金収入は増加傾向であるのに対しまして、加入金は、先ほど御説明したとおり大規模な宅地開発を予定しており、前年度と比較すると増加しております。

次に、予算説明資料の16ページをお開きください。

こちらは、令和4年度以降の受水量と受水費の推移を掲載しております。令和7年度以降は予算値になっておりますため、今後、若干の増減は生じると思われましても、令和5年度以降右肩上がり受水費が増えてますが、これは、五ヶ山ダムの基本料金の減免措

置が令和7年7月をもって終了したことにより、受水費が増えたものでございます。

説明資料の17ページを御覧ください。

こちらは、企業債未償還残高と償還額の実績と見込みの額を表記しております。元利償還額は、緩やかではございますが減っていることが見て取れるかと思えます。

それでは、工事請負費や委託の内容につきまして、工務課長より御説明いたします。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） 私からは、令和8年度水道事業の工事と測量設計委託について御説明させていただきます。

説明資料の18ページを御覧ください。

まず、工事につきましては、8年度に行う工事としては、図面に記載している工事を進めていきます。老朽管更新工事として進めていく工事は、図面において左上に記載している二日市中央地区水道管布設替え工事としては、工事箇所はJR二日市駅近くに杉病院がありますが、その西側の細い道路を起点とし、以前上下水道部の建物があったところを通りまして、県道までの約120メートルの工事を行いたいと考えております。

次に、図面右側の中央に記載している東町地区水道管布設替え工事として、工事箇所はJR二日市駅の南側に山口踏切という踏切、新日本レイキヤ葬儀場があるところの踏切ですが、踏切から北に向かう市道がありますが、その市道において約349メートルの工事を行いたいと考えております。

以上、2か所の工事が老朽管更新工事です。

次に、耐震化として進めていく工事です。

図面左下に記載している天拝坂地区水道管布設工事として、工事箇所は天拝坂団地内です。この工事については、今年度は測量設計委託の予算をいただき進めていたもので、その内容については、福岡地区水道企業団が水の供給元で天拝坂中央配水池から配水エリアに供給していく、現在埋設している管が、もし地震などで不測の事態を引き起した場合、市内で最も供給量の多い二日市などのエリアへの供給が困難となることのリスク回避として、現在のルートと別ルートに新たに耐震管布設工事を行うための委託でありましたが、その測量設計委託が完了しましたので、引き続き、その設計の下、工事を進めていくものです。8年度から単年度ごと工事を発注し、順次進めていき、完了を11年度末と予定しております。

なお、この工事につきましては、県とも協議する中で、工事の補助金を受けることがで

きました。補助率は、工事費の3分の1となっております。

次に、新しく布設をしていきたいと考えている工事です。

図面右上に記載している吉木地区水道管布設工事です。工事箇所は吉木の宝満川の御笠橋です。内容は、御笠橋に水道管を添架する工事で、この先に葉光ヶ丘団地がありますが、その団地に水道を供給するために進めていく工事となります。

次に、県の県道拡幅計画に伴う工事についてです。

図面中央の上に記載している紫地区水道管切離し工事として、工事箇所は西鉄紫駅からJR二日市駅までの区間において、紫橋がありますが、来年度に福岡県がこの橋を、前後の用地買収の、これは進捗にもよりますが、拡幅する予定であることから、この橋に添架している水道管を拡幅工事に併せて撤去するというものです。

次に、図面中央の下に常松浄水場高压受変電設備工事とありますが、工事内容としては、常松浄水場内において老朽化した高压受変電設備、高压電力を低压電力に変換する設備ですが、そのやり替え工事です。

次に、図面右下に天山減圧弁設備工事とありますが、工事箇所は、天山公民館の北側で、工事内容としましては、老朽化した既存の減圧弁のやり替え工事です。

最後に、図面には記載しておりませんが、令和6年度に継続費として3年間の工事期間を取って発注しております常松浄水場中央監視設備更新工事と配水施設遠隔監視設備更新工事、及び令和7年度に継続として2年間の工事期間を取って発注しております浄水場外施設電装設備更新工事において、令和8年度が完了予定年度となっておりますので、前払い金を除く完了払いが発生することによりその支出が発生します。

以上、工事請負費としましては、合計6億2,975万1,000円を計上しているところです。

続きまして、19ページを御覧ください。

水道の設計業務委託の箇所図を添付しております。

これは、水道工事を今後進めていくための前段の測量や設計を行うためのコンサルタント等へ委託する業務となります。3か所の老朽管更新工事の前段の測量設計委託を考えております。

まず、図面左上の塔原地区水道管設計業務委託ですが、場所は塔原に原口池がありまして、その西側に通称5号線の塔原一号交差点がありますが、そこから旧市役所へ向かう市道があり、高速道路の下をくぐったところにファミリーマートがある、その北側周辺の道路に現存する老朽管更新工事のための前段の設計業務委託となります。延長は約1,020

メートルです。

次に、図面左中央の二日市中央地区水道管設計業務委託ですが、場所は、現在は県道である旧国道3号線のJR二日市駅からその県道に向かう天神交差点という交差点がありますが、そこから県道を福岡方面へ二日市八幡宮のところまでの県道に現存する老朽管更新工事のための前段の設計業務委託となります。延長は約400メートルです。

次に、図面右下の山口地区水道管設計業務委託ですが、山口コミュニティセンターの前に県道137号線がありますが、そこに埋設されている老朽管及びその隣接する市道に埋設されている老朽管について、更新工事のための前段の設計業務委託となります。延長は約600メートルです。

最後に、常松浄水場中央監視設備ほか更新工事の施工管理業務委託について、工事自体が8年度完了のため、この分についても完了の支払いがあります。

以上、測量設計の委託料としましては、合計3,536万円を計上しているところです。

令和8年度の水道工事及び測量設計委託の説明は、以上となります。

引き続き、料金総務課長より補足がありますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○上下水道料金総務課長（永利俊美君） 改めて最後に附属資料の御紹介をさせていただきます。

予算書の12ページ以降に予算書の附属資料といたしまして、令和8年度の予定キャッシュ・フロー計算書、給料費明細書ほか参考資料を掲載しておりますので、併せて御参照いただければと思います。

以上が、議案第38号、令和8年度筑紫野市水道事業会計予算についての説明となります。御審査の上、よろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑ある方はありませんか。

檜木委員。

○委員（檜木孝一君） 一番最初のページです。

第2条か、給水人口と年間総給水量の考え方がございました。去年が9万700人、給水量が822万1,000立米で若干増とそれぞれなっております。

筑紫野市の人口が、ほぼ横ばいに入ってしまったと。そういった状況の中で、なかなか給水の人口と給水量を予測するのは難しいのではないかと考えておりますけども、そこら

辺の展望なりのお話を、将来どんなふうに見ているのかというところの話をお願いいたします。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 係長。

○財務管理担当係長（勇川大輔君） 今、御質問いただいた内容につきましては、檜木委員がおっしゃるとおり、筑紫野市全体の人口としましては横ばいで、たしか5年度から6年度にかけては人口が少し減ったんじゃないかなと思います。

そういったところもあるんですが、今回、令和7年度予算が9万700人としております、今回9万800人としております。ちなみに、令和6年度の決算時点では、給水人口9万583人としておりました。

今回、そういった状況にもかかわらず人数を100人増加しているというところは、冒頭の永利課長の説明にもありましたとおり、むさしヶ丘で大規模な宅地開発がございまして、そこが143世帯というところで聞いております。実際に令和8年中に居住を始められるかどうかというところが読めないところもございまして、予算上としましては、令和7年度予算に100人を追加した9万800人としておるところです。

今後の令和9年度以降の展望に関しましては、そういった宅地開発とかという情報がございましたら、逐一この予算にも加味していきますし、ただ、そういったところがもしなければ、市全体の人口に合わせて、私たちもどういうふうになるかというところを考えていきたいとは思っております。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 関連すると思うんですが、むさしヶ丘5丁目が増えるということで、加入金が増えてるっていうか、前の年と同じぐらいなんですが、これも口径別の積み上げだと思うので、その詳細が分かれば、お知らせいただきたいのと、それと、ここしばらくの渇水状況に向けて五ヶ山ダムの重要性が再認識できたところなんですけど、福岡地区水道の水源別の割合というのはどうなんでしょうか。福岡市なんかは海水淡水化があったので非常に渇水の危機を和らげることができたというところと、福岡地区水道の海水淡水化と五ヶ山ダムの分が増えていくと受水料金のほうがちょっと上がっていくんじゃないかなというのがあるので、ここの水源別の割合が分かればお知らせいただきたい。

○委員長（八尋一男君） 係長。

○財務管理担当係長（勇川大輔君） 加入金に関しましては、割合的には、令和7年度までの実績を反映したものとむさしヶ丘の開発分とを分けて考えております。

その加入金の今までの実績を反映した分に関しましては、13ミリメートルのもの9万9,000円を125戸で1,237万5,000円、それから、20ミリメートルのものをこれが27万5,000円なんですけれども、これが232戸で6,380万円、次に、25ミリメートルのものが42万9,000円、それを4戸で171万6,000円で、こちらの合計が7,789万1,000円としております。

次に、むさしヶ丘開発分143戸分なんですけど、これも厳密に調べたわけじゃないんですけど、ある程度のこれまでの割合から鑑みたところで、13ミリメートル9万9,000円のが43戸で425万7,000円、それから、20ミリメートルのもの、27万5,000円のが100戸で2,750万円で、むさしヶ丘分の合計を3,175万7,000円としておりまして、先ほどの7,789万1,000円と合わせて、ちょっと足は出るんですけども、1億1,000万円と切り上げてまして予算計上をさせていただいてるところになります。

続きまして、福岡地区水道企業団からの水源別の割合というのが、今、手元に資料を用意してございませんが、福岡地区水道企業団、筑紫野市としての水源別割合ということでもよろしいですか。

○委員（辻本美恵子君） 多分、加重平均して、福岡地区水道で、例えば筑紫野市には海水淡水化の実際には来ないかも分からないけども、それを加味して福岡地区水道企業団の料金というふうに設定されてて、多分海水淡水化が増えていくと、通常の水源の料金より随分高いので、全体としての福岡地区水道の料金が、原水費っていうかが上がるんじゃないかなというふうに思っているんで、その辺どれぐらいの見込みをされてるのかなと思って。

○委員長（八尋一男君） 係長。

○財務管理担当係長（勇川大輔君） 辻本委員がおっしゃったように、淡水化分がどれぐらいで、例えば五ヶ山分がどれぐらいでみたいな1日の水量当たりの割合という資料は確かにございます。ただ、今日手元に用意しておりません。もし差し支えがなければ、後ほど提出させていただいてもよろしいでしょうか。

○委員長（八尋一男君） そういう形でお願いします。

榎木委員。

○委員（榎木孝一君） 先ほど、筑慈苑のところでも少し話がありましたけども、山家の話がありましたけども、水道布設があってないところの地域で新規に水道水を引きたいと

いったところで、その地域から申出があった場合の新規導水の要件といたしますかね、例えば賛成が何割とか、何戸以上の何割でなければならないとか、そういったものの取決めがあれば、お話をお願いいたします。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） 大前提として、やはり水道を設置するには相当なお金がかかるということで、それに見合う収入があつてこそ、水道管を入れられるような形になるかなと思いますので、具体的に何割という話はその地区ごとで要望が出てくれば変わってくると思いますが、そこら辺の見極めというのは、その地区から要望が例えば仮にあったとして、いろいろその地区とも話し合いの中で、かなりのやはり加入者がなければ、水道の運営ができていけないというところを訴えていきながら、水道の加入者を多くしていただくというところで最終的に水道を入れていくような形になろうかと思っているところでございます。

○委員長（八尋一男君） 檜木委員、いいですか。

私から言いますと、山家地区がどのくらいかな、1,000世帯ぐらいと仮にしたときに、例えば800世帯ぐらいが入れたら採算ベースに合うんでこのくらいだったら、もうしまししょうとか、そういう世帯数に合わせてという形で、その採算ベースが何世帯ぐらいあればいいのかなというのは表現できませんかね。檜木委員の質問はこういうことだと思います。

課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） 8割は要るかなという一つございます。もう一つは、水道工事を市がしていくということは、今度は敷地内の個人さんが敷地内に入れる工事の費用というのも出てくるんですよ。そこら辺で本当に個人さん、大丈夫ですかと。結局、総論は賛成だけど、各論になってきたときに、いや、それだけお金がかかるのはちょっとね、水道を引っ張ってきてもらうことは賛成ですけど、それだけお金を個人で負担しないといけないんであれば厳しいなというところが出てくると、工事を進めていく上で問題が出てきますので、そこら辺はしっかり調整させてもらった上で工事ができるものと判断しておるところでございます。

○委員長（八尋一男君） いいですか。

副委員長。

○副委員長（段下季一郎君） これも資料の説明の中で気づいたんですけども、18ページを見ていただきたいんですけども、18ページのこの吉木地区の水道管布設工事で川を渡ってるところがあると思うんですけど、これ、水管橋なんですかね。それとも道路の橋の中を通ってるやつなのかなと思って。初めて水道管のこういうのを見たので、こういうのも維持管理とか含めてどういうふうな感じなのかとか含めて、お尋ねしたいと思います。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） 水管橋です。

○委員長（八尋一男君） 副委員長。

○副委員長（段下季一郎君） 水管橋って、筑紫野市ってどれぐらいあるとか、大ざっぱでいいんですけど。何か崩落したとか何か、何年か前のニュースでやってた、あのときはたしか鳥のふんか何かの原因だったみたいなのが、以前やってたときがあったと思うんですけど、維持管理の計画の中にこの水管橋というのも当然入ってると思うんですけど、老朽化がこっちも問題になってるのかなあとも思うんですけど、その点、どういうふうになってるのかというのを大まかに教えていただければと思います。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） 数の把握が、今、できてないところでございます。

○委員長（八尋一男君） 副委員長。

○副委員長（段下季一郎君） 分かりました。

○委員長（八尋一男君） 宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） 今の18ページのところなんですけど、常松浄水場、これ、高圧受変電設備工事ですね。これ、減圧ちゅうか、電圧を下げるという話をされたと思うんですけど、その根拠というか、どうしてそうなるんだろうかという話なんですけど。

○委員長（八尋一男君） 係長。

○水道担当係長（三浦 隆君） こちらについては、浄水場を稼働するために必要な電力まで落としてということでございます。高圧で6,600ボルトほど九州電力のほうから来てるんですけども、それを浄水場の施設の中で使用できる200ボルトや100ボルトのほうに変電して減圧をするというような設備になっております。

○委員長（八尋一男君） 檜木委員。

○委員（檜木孝一君） 私からは、新年度の自治体DXに向けた取組。そう言うたら大きなものに聞こえるかもしれませんが、今、開始と中止がたしかオンラインから申し込

めたんじゃないかなと思っておりますけども、市長部局のほうも少しずつオンラインの手続が広まっておりますですね。こちらのほうの上下水道の部分で何かそういった動きがあればお話をお願いいたします。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 係長。

○財務管理担当係長（勇川大輔君） DXの取組の一部にはなるかなとは思うんですけれども、今、市役所全体で市県民税とか固定資産税とか軽自動車税、国保税を支払いをしておりますe L-Q Rコードという、納付書にQRコードがついておりまして、それを水道の料金のお支払いにも使えるようにするためのシステム改修を行う予算を今回の中に計上させていただいております。こちらが約1,000万円になります。

○委員長（八尋一男君） いいですか。

○委員（檜木孝一君） はい、オーケーです。

○委員長（八尋一男君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。

それでは、議案第38号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第38号、令和8年度筑紫野市水道事業会計予算についての件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。

よって本件は、全員一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第39号、令和8年度筑紫野市下水道事業会計予算についての件を議題といたします。

本件について執行部から説明をお願いします。

課長。

○上下水道料金総務課長（永利俊美君） それでは、議案第39号、令和8年度筑紫野市下水道事業会計予算について御説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。

まず、第2条の業務の予定量です。(1)の排水人口は10万800人としております。(2)の年間排水量は899万2,000立米としております。これは、排水人口に過去3年度1人当たりの平均排水量を掛け合わせて算定しております。(3)の建設改良費は、公共下水道事業費を2億8,431万3,000円とし、流域下水道建設負担金を2億4,197万6,000円としております。建設改良費の内容につきましては、後ほど御説明いたします。

続きまして、第3条収益的収入及び支出は、下水道事業収益を23億6,305万7,000円とし、下水道事業費用を21億5,537万6,000円としております。

第4条の資本的収入及び支出は、資本的収入を6億6,722万9,000円とし、資本的支出を10億4,613万2,000円としております。

その結果、資本的収支は3億7,890万3,000円の収入不足となります。こちらを補いますために、まず、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額から2,554万9,000円を補填します。次に、過年度分損益勘定留保資金から3億5,335万4,000円を補填して補うこととしております。

第5条の企業債ですが、公共下水道事業や流域下水道事業に充当します企業債の上限額や利率、償還の方法などを定めるものです。

第6条の一時借入金につきましては、借入金の上限額を1億円とするものです。

第7条の予定支出の各項の経費の金額の利用につきましては、(1)(2)それぞれの支出の各項目間に限定いたしまして、議会の議決を経ずして利用できるものと定めるものです。

第8条の議会の議決を経なければ流用することができない経費につきましては、職員給与費として1億672万9,000円と計上しておりますが、この予算に過不足が生じ、流用を行う必要がある際は、あらかじめ議会の議決を経た上で行うと定めるものでございます。

3ページを御覧ください。

最後に、第9条の利益剰余金の処分ですが、令和8年で見込まれます利益剰余金のうち、1億296万円を全額減債積立金として処分するものでございます。

それでは、収益的収入の主な内訳を御説明いたします。

予算書の5ページを御覧ください。

まず、第1款1項営業収益は18億2,537万円としております。主な内訳といたしましては、1目下水道使用料を16億9,939万8,000円としております。こちらは、令和6年度決算値に令和7年度の上半期の実績を反映する形で算定しております。

2目他会計負担金は1億2,576万3,000円としております。これは、分流式下水道等に要する経費や不明水の処理に要する経費に充当する一般会計からの繰入金が減ったためです。

続きまして、2項営業外収益は5億3,276万7,000円としております。

次に、3項特別利益は492万円としております。これは、流域下水道処理の流域ごとに維持管理負担金を支払い、剰余金が発生した場合は翌年度以降に還付を受けるという仕組みになっておりますが、宝満川流域、宝満川上流流域で発生する還付金が減ることが見込まれるためです。

続きまして、収益的支出の主な内訳を説明いたします。

予算書の6ページを御覧ください。

まず、1款1項営業費用は19億8,898万4,000円としております。主な内訳といたしましては、1目管渠費は4,621万円としております。これは、主に工事費や草刈り業務委託の委託が増えたことによるものでございます。

次に、3目流域下水道維持管理負担金は9億2,185万6,000円としております。

続きまして、4目業務費は2,596万6,000円としております。

5目総係費は9,360万2,000円としております。

続きまして、次の7ページを御覧ください。

6目減価償却費は8億9,009万3,000円としております。

7目資産減耗費は1,125万7,000円としております。

続きまして、2項の営業外費用は1億4,600万8,000円としております。主な内訳は1目支払い利息を8,790万8,000円とし、3目消費税を5,610万円としております。

続きまして、特別損失は1,938万4,000円としております。内訳は、2目過年度損益修正損を1,938万4,000円としております。これは、御笠川・那珂川流域の下水道処理に要します維持管理負担金の追加支払金、いわゆる赤字負担金が減ることが見込まれるためでございます。

続きまして、資本的収入及び支出について御説明いたします。

予算書の8ページを御覧ください。

こちらは、資本的収入の主な内訳を説明いたします。

まず、1款1項企業債は3億2,120万円としております。内訳は、1目1節公共下水道事業債を9,990万円とし、2節流域下水道事業債を2億2,130万円としております。

2項補助金は1億1,107万円としております。

次に、3項負担金は2億3,495万9,000円としております。

続きまして、資本的支出の主な内訳を御説明いたします。

予算書の9ページを御覧ください。

まず、1款1項の建設改良費は5億2,639万6,000円としております。主な内訳といたしましては、1目公共下水道整備費を2億8,431万3,000円としております。詳細な内容につきましては、後ほど御説明いたします。

次に、2目流域下水道建設負担金は2億4,197万6,000円としております。これは、宝満川流域の下水道処理場であります宝満川浄化センターの施設改修に伴いまして、関係市町村が拠出します建設負担金が増えることによるものです。

次に、2項企業債償還金は5億1,973万6,000円としております。

次に、補足説明資料について御説明いたします。

説明資料の21ページを御覧ください。

こちらは、令和4年度以降の下水道使用料収入の推移を掲載しております。令和7年度以降は予算値のため今後若干の増減は生じてまいりますが、グラフにありますとおり、下水道使用料収入は増収傾向であることが見て取れます。

説明資料の22ページを御覧ください。

こちらは、令和4年度以降の流域下水道処理場への排水量と維持管理負担金の推移を掲載しております。グラフにありますとおり、令和7年度は維持管理負担金が大きく上昇しておりますが、これは御笠川・那珂川流域での下水道処理単価の引上げが大きく影響しております。令和8年度は、流域下水道処理場へ排出する汚水量の増加に伴いまして維持管理負担金が増えたことにより上昇しております。

説明資料の23ページを御覧ください。

企業債未償還残高と償還額の実績と見込みの表を掲載しておりますので、御参照ください。元利償還額は、緩やかでございますが減っているということが見て取れるかと思いません。

それでは、工事請負費や委託の内容につきまして、工務課長より御説明いたします。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） では、私からは令和8年度の下水道事業の工事と測量設計委託について御説明させていただきます。

説明資料の24ページを御覧ください。

8年度に行う工事としては、図面に記載している工事を進めていきます。

まず、図面内上のほうに、二日市B地区下水道管更正工事と二日市B地区下水道管布設替え工事とありますが、これに関しましては、下水道の老朽化した管を耐震管として行う管更生工事と布設替工事のそれぞれの箇所となります。

拡大箇所図をつけておりますので、26ページを御覧ください。

図の上段を御覧ください。

場所は、西鉄二日市駅周辺となりますが、工事箇所としましては、西鉄二日市駅より東側、二日市公園の北側に位置する箇所となります。上段左側が管更正を行う路線、上段右側が布設替えを行う路線となります。

次に、その下の紫ヶ丘団地下水道人孔蓋取替え工事とありますが、これに関しましては、マンホールの蓋も老朽化している箇所があることから、その蓋を替える工事となります。場所は紫ヶ丘団地内です。図の赤い点で示しておりますのが、令和8年度蓋替え工事の対象としている箇所となります。52か所を取り替えたいと考えております。

24ページにお戻りください。

次に、図面中央付近、針摺ポンプ場電気設備取替工事とありますが、場所はゆめタウン筑紫野がある箇所に下水道の針摺ポンプ場がありますが、そのポンプ場の電気設備の故障も顕著になってきたことから、この電気設備の取替え工事を行うものです。

最後に、新しく布設をしていきたいと考えている工事です。図面右上に記載している吉木地区下水道築造工事（推進）です。拡大箇所図をつけておりますので、26ページを御覧ください。

工事箇所は、吉木の宝満川の生田橋付近です。図面左下の部分になります。内容は、川の下に管を通す推進工事という工事手法を用いて進めていく工事で、この先に吉木地区の農集排エリアと葉光ヶ丘団地がありますが、ともに公共下水道につなぎ替えるという工事として、それを取り込むために進めていく工事となります。

以上、工事請負費としましては、合計1億5,080万円を計上しているところです。

続きまして、25ページを御覧ください。

下水道の設計業務委託の箇所図を添付しております。これは、下水道工事及び雨水幹線工事を今後進めていくための前段の測量や設計を行うためのコンサルタントへ委託する業務となります。

まず、図面上に記載しておりますが、二日市A地区管路施設調査業務委託と二日市A地

区管路計画設計業務委託につきましては、老朽管更新工事を進めていく上で、前段に行う委託と、委託としてそれぞれ調査と設計を行う業務委託となります。場所は、大きい楕円のほうは、管路計画設計業務委託で、主にJR鹿児島本線と西鉄大牟田線の上に位置しますが、太宰府市との市境からJR二日市駅周辺エリアとなります。大きい楕円の中に小さい点線の楕円のほうは、管路施設調査業務委託で、太宰府市との市境周辺は既に完了しておりますので、西鉄二日市駅からJR二日市駅までの周辺エリアを進めていくように考えております。

次に、先ほどの点々で囲んだ箇所の中に、東新町雨水幹線詳細設計業務委託とありますが、これにつきましては、JR二日市駅付近の旧国道3号線、現在は県道福岡日田線となっておりますが、その県道に久保山木材という材木店がありますが、そこに隣接した東新町雨水幹線が県道の下を通っており、この県道の下の水路が小さいことが一つの原因として大雨時はこの周辺において冠水することが多々あることから、水の流れの解消を目的とした詳細設計業務委託を行いたいと考えております。この委託については、この周辺エリアの治水対策を検討している土木課とも連携を取りながら進めていきたいと考えております。

次に、その下に小さく楕円で表示しております重要施設管路耐震設計業務委託についてです。場所は、筑紫野市役所から旭町交差点の間となります。内容としましては、筑紫野市役所から県流域下水道へつながる下水道幹線を耐震化するための詳細設計業務委託となります。

最後に、図面左下に大きく楕円で表示したエリアになりますが、山口・平等寺地区管路詳細設計業務委託についてです。これは、現在、平等寺地区と山口地区に点在する形で、黄色の下に濃ゆく点在する箇所におきましては、汚水処理は農集排事業で行っておりますが、それを公共下水道に取り込むよう公共下水道管までつなぐ管路の詳細設計業務を行うものです。

以上、測量設計の委託料としましては、合計9,134万円を計上しているところです。

令和8年度の下水道の工事及び測量設計委託の説明は以上となります。

それと、この場をお借りしまして、上下水道工務課から1点、お話しさせていただきたいことがありますのでよろしくお願いいたします。

現在、本市では、筑紫野市渇水対策本部を設置しまして、水道使用量の削減に向けて全力を挙げているところです。水道利用者の皆様への節水啓発や各種調整作業を私ども日々

進めている中で、このたび八尋委員長より非常に貴重な御意見をいただきました。私自身、改めてその重要性に気づかされた次第です。

何を気づかされたといいますと、本市では下水道事業の予算におきまして、雨水貯留タンクを設置される市民の方に対し、設置費用の一部を補助する制度を毎年行っております。本来は雨水の流出抑制を目的とした制度になっておりますが、現在の深刻な少雨、渇水状況下においては、天の恵みを有効活用し、上水道の使用を控えるための雨水貯留タンクが有効な手段となり得るのではないかと私も気づかされまして、僅かな降雨であっても、タンクにためた水を散水や清掃などに御活用いただくことで貴重な水道水の節約に直結するのではないかと考えているところでございます。

つきましては、今後、市のホームページやSNS等を通じ、今ずっと節水のお願いも行っているところでございますが、その節水のお願いと併せてこの雨水貯留タンク設置補助をアピールをしていきたいと考えている次第でございます。

そういうところでありますので、各議員の皆様におかれましても、市民の方々と接する様々な機会があろうかと思っておりますので、市にこのような補助制度がまずあること、そして、それが渇水対策の一助となることを広くお伝えいただき、周知拡散の御協力をいただければ幸いと考えておりますのでよろしくお願ひしたいと考えているところでございます。

それでは、引き続き、料金総務課長より補足がありますのでよろしくお願ひします。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○上下水道料金総務課長（永利俊美君） それでは、改めまして、最後に附属資料の紹介をさせていただきます。

予算書の10ページ以降に予算書の附属資料といたしまして、令和8年度の予定キャッシュ・フロー計算書、給料明細書ほか参考資料を掲載しております。併せて御参照いただければと思います。

以上が、議案第39号、令和8年度筑紫野市下水道事業会計予算についての説明となります。御審査の上、よろしくお願ひいたします。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） 説明ありがとうございました。

さっきの吉木地区の下水道築造工事、先ほどの説明によりますと、推進って何やろうか

と私、思ってたんですけど、要は、河川下に掘るわけですよ。素人考えなんですけど、先ほども話ありましたけど、例えば橋梁に抱き込ませたりという、露出した管の工事と明らかに工事費が、河川の下に入れるというのはすごいお金がかかるんじゃないかなと思うんですけど、それに至った経緯というか、何でそういう工事になったのか、ちょっとお聞かせいただければと思います。

○委員長（八尋一男君） 係長。

○下水道担当係長（新山武志君） 吉木地区の工事におきまして、宝満側の下を推進工事するのはなぜかという御質問だと思いますけれども、今回整備いたします下水道管が吉木地区と葉光ヶ丘地区という大きな地区を抱えるようになりますので、水管橋では大きさといいですか、そういったものがもち切れないというところもございました。あと、後々の管理につきましても、宝満側の下を通したほうがやはり管理がしやすいというところもありましたので、今回、推進の工事というところで結論に至ったところです。

○委員長（八尋一男君） 宮崎委員、いいですか。御納得されとらんみたいですけど、私から言うと、下水管を川の上に通して、もし破裂したとかいうことで河川に汚水が流れ込む、よって下水管は川の下を通さないかんというのが何か決まりがあるんじゃないですか。その辺はどうなんですかね。

課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） 決まりといいですか、もし管が破裂して汚水が漏れるとやっぱり河川にどうしても影響が出ますので、そういったところで推進工事を行っているところでございます。

○委員長（八尋一男君） ほかに質問ございませんか。

副委員長。

○副委員長（段下季一郎君） この26ページの工事の一覧のところがあったと思うんですけど、この紫ヶ丘団地のマンホールの取替え工事が上がってきていると思うんですけども、たしか1月末ぐらいに、国交省がこれから今後穴とか蓋の口径を一回り大きくするというのを、そういう方針に変えるというのをたしか出してたと思うんですけども、要は、ロボットとかで点検しやすいようにということで、分流式だから口径が小さいとは思いますが、何かそういったのってこれに影響してくるのかなと思って……。自治体に促すという方針なので、その辺、どういう方針なのかお尋ねしたいと思います。

○委員（檜木孝一君） 関連してよろしいですか。

○委員長（八尋一男君） 関連して。榎木委員。

○委員（榎木孝一君） それと、私からは、二日市B地区にあります下水道管の更正工事と布設替え工事の違い、どんなふうに違うのかというのをお話をお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） それでは、併せて答弁をお願いします。

課長。

○上下水道工務課長（山田 学君） まず、先ほど段下委員から言われたお話ですけども、筑紫野市に正式にそういった話が下りてきてはいないと、私は認識しておりますので、当然そういった話が国から県に下りてきた次第にはいろいろ考えていきたいと考えておるところでございます。

それから、榎木委員の御質問に関しましては、まず、管更正工事に関しては、現在下水道入っている管が老朽化しているところがあるとしたときに、それは調査で分かります。例えば管更正工事というのは、管の中にライニングといいまして、膜を作ってそれでその管を強くして工事をするという形になりますけども、例えば管と管の継ぎ目というのが下水道管にございます。それが仮に段がついてたとして、何かの影響でですね。そういったときにはライニングという方法ではできませんので、1回掘って管を入れ替えるという形になるのが布設替え工事になります。（「更正は」と呼ぶ者あり）更正はライニングといいまして、管の中に膜を作る。（「樹脂か何か入れるんでしたっけ」と呼ぶ者あり）いろんな方法がございますけど。

○委員長（八尋一男君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 予算書の6ページに、管渠費、動力費がそんなに増えてないんですね、前年度に比べて。ここしばらく電気料のアップがずっと言われてる中で、本年度が471万9,000円で、前年より43万6,000円上がってるだけといたら、そんなに上がらない、1割も上がっていないというところで、動力費のところ何か……。この積み上げはどのような計算に基づいてなのか……。

○委員長（八尋一男君） 係長。

○財務管理担当係長（勇川大輔君） 電気代の関係に関しましては、本市の財政課から、詳細が出てきませんが、その積み上げのやり方の指針が出ておりまして、この数字に関してはそのやり方どおりにやっているところです。ただ、この動力費に関しては、そこまで上がってないというところですが、原因としては、管渠費が、そうですね、積み上げる元の部分がたしか令和6年度の分と令和7年度の実績を鑑みてやるという出し方だったと

思うんですけども、ここに関してはあまり大きな影響が出てないというところで認識しております。

○委員長（八尋一男君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。議案第39号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第39号、令和8年度筑紫野市下水道事業会計予算についての件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。

よって本件は、全員一致で可決すべきものと決しました。

これで上下水道料金総務課、上下水道工務課は終わりですね。

課長。

○上下水道料金総務課長（永利俊美君） 最後に1点だけ御報告があるんですけども、公共下水道の中に下水道経営戦略という計画がございます。それが令和8年度に改定する予定ですので、またできましたら改めて委員会のほうに報告させていただきたいと思いますので、御報告です。

以上です。

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。

しばらく休憩をいたします。

————— . ————— . —————
休憩 午前11時09分

再開 午前11時20分
————— . ————— . —————

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

所管課が入れ替わりましたので、部長より出席職員の紹介をお願いして、説明をお願いしたいと思います。

部長。

○環境経済部長（平嶋顕治君） お疲れさまでございます。所管課入れ替わりまして農政課になりましたので、農政課職員からそれぞれ自己紹介をさせていただきます。

○農政課長（松永崇臣君） お疲れさまです。農政課長兼農業委員会事務局長の松永です。よろしくお願ひいたします。

○農政担当係長（瀧崎雄貴君） 農政担当の瀧崎と申します。よろしくお願ひいたします。

○農林土木担当係長（東 泰弥君） 農林土木担当の東です。よろしくお願ひします。

○環境経済部長（平嶋顕治君） よろしくお願ひいたします。

○委員長（八尋一男君） それでは、議案第14号、筑紫野市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

課長。

○農政課長（松永崇臣君） それでは、議案第14号、筑紫野市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明をいたします。

資料の2ページを御覧ください。

条例改正の理由についてですが、令和7年2月26日に発生しました岩手県大船渡市林野火災を受けまして、消防庁では、大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会を開催し、報告書が取りまとめられました。

この報告書におきまして、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされたことを踏まえ、火災予防条例（例）が改正されました。この改正によりまして、林野火災注意報及び林野火災警報が創設されたこと等により、筑紫野市火入れに関する条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、3ページを御覧ください。

新旧対照表になります。右が今の条例で、左が新しい改正案となります。

改正の内容としましては、改正する条項は火入れの中止、第14条になります。

まず、第14条第1項、「又は」を「若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災に関する注意報若しくは」に改めます。

次に、第14条第2項、「とき」を「場合」に改め、「若しくは」の次に「乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災に関する注意報若しくは」を加え、「ときには」を「場合には」に改めるものでございます。

火入れとはということなんですけども、4ページを御覧ください。

火入れのイメージ図を添付しております。

火入れとは、森林または森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地で、その土地にある立竹木、雑草、堆積物等を面的に焼却する行為のことをいいます。

また、火入れ許可の対象としましては、今、五つの目的ということで書いておりますけれども、まず、造林のための地ごしらえ、次に、開墾準備、害虫駆除、焼き畑、採草地改良が該当いたします。該当しないものの例としましては、たき火や刈り取った草等を1か所に集めて焼却する行為になります。

5ページ以降7ページまで、条例の改正案を添付しておりますので、お時間があるときにお読みいただければと思います。

以上で説明を終わります。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

田中委員。

○委員（田中 允君） 麦やら刈った辺りで燃やしたりするやない。あがんとは火入れに入るとですか。田んぼでね。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○農政課長（松永崇臣君） 面的に燃やす場合ですね。場所が、森林から1キロメートル以内というところであれば、基本的には申請を出していただいて、そこで火入れに該当するかどうかというのは判断した上で許可を出す形になります。

○委員長（八尋一男君） 宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） 関連なんですけども、今、面と言われましたけど、県から例えば麦を刈ったときに、わあっと列をなして燃やしてるじゃないですか。あれをしないと何か補助金が出ますとかいう話もあるんで、それとやっぱり関連してるのかなとは思んですけど、いずれにしても山林に対して1キロメートル以内ということであれば、結構該当するところがあるんじゃないかなと思うんですよ。

それと、申請をすれば許可が下りる、下りないというのがあるんでしょうけど、結局、申請もせずに燃やしたりということになるとどういう対応があるんでしょうか。

○委員長（八尋一男君） しばらく休憩します。

————— . ————— . —————
休憩 午前11時25分

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

課長。

○農政課長（松永崇臣君） まず、麦なんですけども、こちらの火入れが森林法に基づくということで確かに面的にということではあるんですけど、農業で関係するところと言いますと、基本的には焼き畑農業、要は昔の伝統農法とかで稲とか麦もそうなんですけど、焼いたときにそれを肥料として使う農法のときだけが該当になりますので、厳密には麦の確かに面的なところはあるんですけども、今のところ、過去も含めてそれで火入れの申請とか許可というのは事例としてはないです。基本的には該当しないと考えてはおります。

ただ、火入れに限らずなんですけど、普通、農家さんが草刈りとかすると草を燃やしたりとかいう行為はあるんですけども、基本、それは野焼きに該当します。やっぱり火を使う行為にはなりますので、野焼きも農業関係とか、該当しないとは言われるんですけど、消防との協議の中では、やはり煙が出てると、火事じゃないかということでやっぱり通報がありますので、野焼きだろうと火入れだろうと、基本的には消防のほうには届出してくださいというところがあります。

あと、罰則については、特段ございません。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 檜木委員。

○委員（檜木孝一君） 実際に、現在の取扱いで年間どのぐらい、この火入れの件数と許可の件数、あっておりますでしょうか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○農政課長（松永崇臣君） 火入れに関する申請と許可につきましては、過去を遡って直近10年以内にはゼロ件です。1件もありません。1件あったのが平成23年に森林組合が造林のための地ごしらえのときに1回だけありました。そのほかにも2件申請はあったようなんですけど、基本的には野焼きなのか火入れなのかという微妙なところがあって、最終的には火入れじゃないということで、申請2件あった分は許可は出してない状態になります。

○委員長（八尋一男君） ほかに質疑のある方はありませんか。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 確認ですけど、この林野火災注意報、テレビでやってたんですけど、林野火災警報の的確な発令というのは、結局は誰がどのように出すんですか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○農政課長（松永崇臣君） 林野火災注意報と警報につきましては、消防署が発令をするということになっております。

○委員長（八尋一男君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 筑紫野市の場合、組合でやってるから、筑紫野市にもし何か許可が……、結局誰がするのかというところの関係でね、消防署が発令するんであって、一方でこの火入れの実績とか、ここで許可をやってるんであれば、そこのつながりというのはどうなるのかなと思ったんですけど。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○農政課長（松永崇臣君） 確かに、林野火災注意報とかは消防署が発令するんですけども、その消防署もどうやって周知というか、発令するのかというのは今検討中らしいです。ホームページとかでとは言われてあるんですけど、一応消防署が3月に我々と同じように改正を今してる最中で、実際は5月1日から施行という形で聞いております。

我々も、結局、火入れ火災注意報が出てるのかという確認の仕方が、どうやってするのかというのがありましたので、その辺りは消防署とも詰めて、どうやったら簡単に発令されてるのかというのが情報仕入れできるのかというのは詰めていきたいと思っております。

○委員長（八尋一男君） ほかに質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。議案第14号について討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第14号、筑紫野市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 御異議なしと認めます。

よって本件は、全員一致で可決すべきものと決しました。

引き続き、所管事務報告に入ります。

令和7年度筑紫野市事務事業外部評価委員会答申結果及び検討方針の報告について、執行部から説明をお願いします。

課長。

○農政課長（松永崇臣君） それでは、所管事務報告、令和7年度筑紫野市外部評価委員会答申結果及び検討方針の報告についてでございます。

今年度、外部評価委員会におきまして、農政課が実施しております三つの事務事業が評価対象となりましたので、答申結果及び検討方針の御報告をさせていただきます。

まず、資料の2ページを御覧ください。

まず、農業次世代人材投資事業についてです。

評価結果につきましては、維持となっております。

委員会からの改善要望事項としましては、2点、改善事項が挙げられております。

まず、改善項目1、農業法人等の状況把握についてです。現在、新規就農者については、個人しか把握してないことから、農業法人等の加入状況や事業者数、耕作面積をモニタリングし、総合計画の成果指標にする等、状況の把握に努めるよう提言がなされました。

改善項目2、制度の周知についてです。新規就農相談のほとんどが具体的な計画を持たない相談者であることから、就農や農業経営に関するリーフレット等を作成し、情報提供に努めるよう提言がなされました。

3ページを御覧ください。

検討方針としましては、まず、1番目の農業法人等の状況把握につきましては、農業法人等への新規就農者の加入状況や事業者数、耕作面積など、市内の就農状況につきまして、より広範に状況把握を行い、必要に応じて成果指標への活用を検討していきます。

2、制度の周知についてです。福岡県普及指導センターと連携をいたしまして、福岡県が作成していますリーフレット等の活用を含め、情報提供の方法を検討いたします。

次に、4ページを御覧ください。

事務事業、市民農園運営事業になります。

評価結果としては、見直しとなっております。

委員会からの改善要望事項としては、3点挙げられております。

まず、改善項目1、契約区画のモニタリングについてです。契約区画の中には耕作がなされていない区画が目立つため、草刈りを委託する業者から情報提供してもらうなど、耕作

放棄区画のモニタリングを行うよう提言がなされました。

改善項目 2、使用料の柔軟な設定についてです。農園の利用率に差が生じていることから、立地や需要に応じて農園ごとに使用料の設定、値上げ、値下げを検討するよう提言がなされました。

改善項目 3、空き区画の有効活用についてです。空き区画につきましては、保育園や幼稚園の園児、不登校児の農業体験に貸し出すなど、有効活用するよう提言がなされました。また、その際は、減免や補助金等を検討するよう提言がなされました。

5 ページを御覧ください。

改善要望に対する検討方針になります。

1、契約区画のモニタリングにつきましては、耕作がなされていない契約区画につきましては、草刈りを委託する業者と連携を図りながら、モニタリング方法を検討いたします。

2、使用料の柔軟な設定につきましては、他自治体の事例を調査研究し、需要に応じた使用料の設定や、利用率を底上げするための手法を検討いたします。

3、空き区画の有効活用について。空き区画の有効利用につきましては、他自治体の事例を調査研究し、関係課等と協議の上、検討いたします。

次に、6 ページを御覧ください。

事務事業、産地づくり推進補助金（水田調整対策補助事業）になります。

評価結果としましては、廃止または見直しとなっております。

委員会からの改善要望事項等につきましては、1 点挙げられております。

改善項目 1、市が実施する事業としての廃止について。本事業は、国の補助金に上乗せ補助をする事業ですが、市単独の事業として類似事業を行っている市町村が福岡県内で 2 町にとどまっていること、全国的にも少数であることから、役割を終了したと考えるため、段階的な廃止または県内他市町村と同水準程度の補助額を意識し、本市の強みを生かせる農作物に限定するなどの補助内容と補助額の見直しを進めるとともに、本市の農業振興の本質的な課題解決に資する事業の企画立案実施に必要な財源として、廃止または見直しによる創出財源の一部を活用するよう、併せて提言がなされました。

7 ページを御覧ください。

委員会からの改善要望に対する検討方針につきましては、市が実施する事業としての廃止につきましては、まず、筑紫野市水田営農対策協議会において農業関係者から広く意見を聴取するとともに、令和 9 年度に予定されています国の水田政策の抜本的な見直しを見据

え、本市の強みを生かせる農作物への重点化や、農業課題の解決に資する事業への再編など、現場の実情に応じた事業を検討いたします。

以上で説明を終わります。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

まず、農業次世代人材投資事業について、ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 続きまして、市民農園運営事業について。

宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） 説明ありがとうございます。

この市民農園、評価とかいろいろありますけども、私が思うに、やっぱり利用者の方の意見というか、アンケートを取られてるんですかね。というのが、やっぱり継続してやってる人、それから、もうやめていかれる人、様々おられると思うんですけど、実際使い勝手が悪いとか、例えば水が近くにないとか、いろいろ問題があるんだろうと思うんですよ。

なので、やっぱりいっぱいになってるところはいいんでしょうけど、ほぼほぼ空きが多いところとかいうのは、やっぱり使われる方の意見をアンケートなり取ったほうがいいんじゃないかなとは思ってるんですけど、いかがでしょうか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○農政課長（松永崇臣君） 御意見ありがとうございます。

実際、アンケートは取ってないんですけども、確かに今回外部評価でもこういう改善項目が上がってきましたので、今年で1回更新、また来年から新しく更新という形で利用者の募集をしますので、宮崎委員がおっしゃるとおり、今利用されてる方に対してアンケートは検討したいと思います。

○委員長（八尋一男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 前のときは、駐車場がない農園があるとか出とったけど、あれはどのようにかなりましたかね。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○農政課長（松永崇臣君） 実際、今、貸付方式で個人さんの農地を借りて農園開設してるところなんですけど、基本法律上、ただ農地の貸出しというところで、駐車場の整備と

かが、制度上できない状態になってます。ですので、立地的なものが確かに利用率の高い低いにはかなり影響しているのかなと思います。

ただ、また、今度継続されるかどうかも含めて、新しいところも含めて、我々としても検討していかないといけないかなとは思っております。

以上です。

○委員長（八尋一男君） ほかに質疑はございませんか。

私からですけど、香園が特に利用されていないように思うんですけど、ここの提言があるように、草刈りを委託されるのであれば、その費用が逆ざやの状態でしょうから、それを小学生とかそういう方たちに無料で貸し出すとかいうのも検討は、この提言どおりですけど、されたらいかがでしょうかね。

課長。

○農政課長（松永崇臣君） 制度上のところも含めて検討したいと思っております。

○委員長（八尋一男君） よろしく申し上げます。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 続いて、産地づくり推進補助事業について、質疑ございませんか。

檜木委員。

○委員（檜木孝一君） このように、令和9年度の国の抜本的政策を見据えて再編ということの考えがなされておりますが、その際は、現在の金額がたしか1,800万円、補助金ですね。これ、削られる前は2,000万円あったというふうに思います。昔ですね。これが、補助金の一律化で減っております。この金額が減らされないように、紛れ込んで減らすことがないように、ぜひともお願いをしたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○農政課長（松永崇臣君） 我々としても、やっぱり生産者の意見というのを重々酌み取った上で、ただ単に減らすだけじゃなくて、減らしたとしてもそれに見合う別の補助事業というところもセットで考えたいと思いますので、農政課としては、単に提言されたからこの事業だけを減らすというだけじゃなくて、そこも踏まえた上で今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（八尋一男君） ほかに、ないですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） それでは、質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

引き続き、所管事務調査に入ります。田植時における水不足への対応について、執行部から説明をお願いします。

課長。

○農政課長（松永崇臣君） それでは、所管事務調査、田植時における水不足への対応について御説明をいたします。

資料の2ページを御覧ください。

国、県、市の対応で分けて、今、記載をしております。

まず、国の対応につきましては、農林水産省では、渇水及び高温により水稲の生育等への影響が懸念されていることを踏まえ、現状把握を通じた速やかな対応を図るため、農林水産省渇水・高温対策本部を設置し、新たな取組といたしまして、水利施設管理強化事業によって、現場における渇水対策のためのポンプの調達、運転や番水等の取組を支援する方針でございます。

まず、一つ目につきましては、水利施設管理強化事業、これはもともとあった事業なんですけども、これに渇水・高温対策が拡充で追加されました。対象施設としましては、渇水・高温対策に取り組む農業水利施設、対象経費としましては、ポンプの調達、設置、運転等に要する費用となります。補助率につきましては、当年度の渇水・高温対策に要した費用の2分の1となっております。

こちらの事業につきましては、本市におきまして、令和7年度に同事業による実績がございます。昨年、令和7年6月26日頃からの少雨により渇水傾向が続いておりまして、隈地区にあります隈新池、こちらの用水不足により応急ポンプを設置し、用水の反復利用を行っております。事業費としましては17万6,000円、うち補助金が8万8,000円となります。内訳としましては、応急ポンプの調達、設置、運転に係る人件費、燃料費となっております。

二つ目、災害応急用ポンプの貸出しになります。九州農政局が保有しております災害応急用ポンプ、こちらを渇水・高温対策のため、市町村、土地改良区の関係団体に対して貸し出すものでございます。

以上が国の対応になります。

次に、県の対応につきましては、問合せをしましたところ、現時点では福岡県独自の支援策はないとのこと。県としましては、先ほど説明いたしました国の水利施設管理強化事業を推進しているということです。

次に、市の対応についてでございます。平成6年の大湯水時に国の干害応急対策事業で設置しました井戸のポンプの状況を農事実行組合へ確認をしております。井戸ポンプ8基のうち、2基は稼働可能ということで確認をしております、残り6基は所在自体が不明とのこと。

本市としましては、地元要望に応じまして、農村環境整備事業で適切に対応していきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑が檜木委員からありそうですから、檜木委員。

○委員（檜木孝一君） ありがとうございます。

まず、農水省の湯水・高温対策本部というのが、まず、もう既に設置をされておるのかどうか。それから、一番最後、市の地元要望に応じ農村環境整備事業で対応するとなっておりますが、これの予算額をお話をお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） しばらく休憩します。

————— ・ ————— ・ —————
休憩 午前11時48分

再開 午前11時48分
————— ・ ————— ・ —————

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

課長。

○農政課長（松永崇臣君） まず、1点目の国の対策本部なんですけども、今、本部のほうは設置中になっております。

あと、農村環境整備事業の予算なんですけども、一応単独事業で自由に使える予算というのが900万円、去年が800万円だったんですけど、今年は100万円プラスで予算要求はしております。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 下から2行目の残り6基は所在不明というのが、事情を説明していただきたいんですね。8基あったものが何で二つしかないんだろうというので、所在不明。それが一つ調べていただきたい、説明いただきたいということ。

それと、結局のところ田植時における水不足への対応について、このポンプで繰り返し使うとかいうことだけなのか、ほかに何か、井戸ポンプという言葉は、井戸を新しく掘って湧水に備えるということで、その井戸を掘るような適地がそう簡単にあるのかどうかという。どういうふうにするのか。説明があればお願いします。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○農政課長（松永崇臣君） 分かる範囲で御説明いたしますと、まず、平成6年大洪水時に、ポンプを設置したというのは情報として仕入れまして、そのときに、農事実行組合8地域で井戸のポンプを掘っております。国の補助を使ってですね。設置した農事実行組合は分かりましたので、我々からですね、確かに今、水不足という状況がありましたので、実際その井戸が今現在動くのかと確認をしたくて、農事実行組合にそれぞれ確認をいたしました。その中で、2基は実際たまに使ってある農事実行組合だったんで、2基は今も稼働できるということで確認取れたんですけど、残りの6基の実行組合自体が、もう30年前につけてるので場所自体がちょっと分からないというところで、今、聞いているところでございます。

あと、実際井戸の適地というのも、当時30年前も基本的には場所を含めて農事実行組合で決めていただいて、設置をしたそうです。ですので、実際、掘ってみないと分からないというところが正直あるんですけども、そこはまた新しく、今回、国の水利施設管理強化事業というのが、井戸のポンプの設置までこれは対象になりますので、また新たに今年、そういったことで対策の要望が上がってくれば、その辺り、設置場所も含めて農事実行組合と協議の上、設置していく形にはなるかなと思います。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） 説明ありがとうございます。

今、井戸の話が出たんですけど、例えば、あっちこっちで今、大口径の深い井戸を掘っていると思うんですね。だから、そういうところを事業者にアドバイスじゃないですけど、大体どれぐらいに帯水層があって、これぐらい掘ったら出るんじゃないでしょうかねとい

うのは井戸屋さんがよく知ってると思うんですよね、地域のこと。

なので、そういったところでアドバイスを受けてやっていくほうが一番効率がいいかなと。めくらめっぽうに穴掘ってから水を出せばいいなんて、それじゃやっぱり時代錯誤なんで、恐らくコンサルタント会社とかは柱状図を持っていますので、そういったところも活用したほうがいいんじゃないかなと思ってますけど、いかがでしょうか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○農政課長（松永崇臣君） アドバイスありがとうございます。

本市も、近くで下水道事業とかしてればボーリングのデータとかありますので、そういったところも情報を集めながら、コンサルとかでそういった詳しいところがあれば収集していきたいと思います。ありがとうございます。

○委員長（八尋一男君） ほかに質疑は。

檜木委員。

○委員（檜木孝一君） いっぱいメニューが出てくるかなというふうに期待しとったんですけども、実際は、市のこの農村環境整備事業が頼りになってくるのかなといったふうな、今、感じております。

それで、県がやっぱり今のところ施策なしというのが、納得がいかない。あれだけ増産するとか、市町村と共にやっていきますとか言いながら、この件に関しては、国の施策待ちだというようなところで、実際、大干ばつになれば何か施策を打つのかなという気もありますけども、やはり今のうちから何か考えてほしいといった要望を上げていただきたい。

今のうちから上げておいていただきたいのが1点と、それと、やっぱりこういった事業がありますよということを、前もって農家のたちにアナウンスする。事前にお知らせをする。後からじゃなくてですね。ということが大切になってくるんじゃないかなと思っておりますので、そこら辺をちょっと要望したいと思っております。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○農政課長（松永崇臣君） 御意見ありがとうございます。

確かに、県については今のところ対策がないということでおっしゃってはおります。国の水利施設管理強化事業というのが結構中身が手厚い事業になってまして、実際、去年、限でポンプを持ってあったんですよ。壊れたんで買いたいということで要望が上がってきた案件になります。こちらが、設置した後の水の管理の費用は農家さんの人件費まで見てくれる制度でして、結構それでポンプ代が補助金だけで賄えてる事業になります。ですの

で、結構県としても、そういうメニュー内容としても手厚いんでというところで、今のところはいいですという返答でありました。

ただ、我々としても、今、県が渇水対策本部という本部を設置してありますので、そういったところでこういう意見がありましたということで、やっぱり我々としても県独自のメニューっていうのをできるだけ要望していきたいと思えます。

あと、農家さんへの周知については、今度、4月に入りましたら実行組合長さんを集めた会議等がありますので、その中でこういう農政課からのお知らせという形で周知は図っていきたくて考えております。

以上です。

○委員長（八尋一男君） ほかに質疑はありませんね。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

これから休憩に入ります。

休憩 午前11時56分

再開 午後1時00分

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き所管課は一緒でございますので、市内における転用違反農地の総数（総面積）とその是正に向けた取組について、執行部から説明をお願いいたします。

課長。

○農政課長（松永崇臣君） それでは、所管事務調査、市内における転用違反農地の総数（総面積）とその是正に向けた取組方針について説明をいたします。

資料の2ページを御覧ください。

まず、違反転用農地の総数についてでございます。

まず、①としまして、市が違反転用の指導をした上で福岡県も違反転用と認識して、指導を行っている農地が2件ございます。1件が原田になりまして、面積が944平米になります。2件目が西小田、こちらは9月の建設環境常任委員会で報告いたしました件になります。面積としましては2筆の2,326平米となります。

次に、②市が違反転用の指導をした上で福岡県に通報している農地となります。こちら

が2件ございます。1件が山口、こちらが3筆ございまして3,456平米。次に、杉塚一丁目、こちらが面積が1,831平米になります。

したがって、違反転用の総数としましては4件、総面積は8,557平米になります。

是正に向けた取組方針といたしましては、当該農地が違反転用の状態であることから、直接的な行政処分の権限を持っております福岡県と連携をいたしまして、農地所有者に対し、農地の原状復旧等を求める是正指導を口頭及び文書にて引き続き実施してまいります。

以上で説明を終わります。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部より説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

檜木委員。

○委員（檜木孝一君） ありがとうございます。

まず、1点目でございます。①と②、違うのが、福岡県も違反転用と認識している。2番目が通報しているということだけですが、福岡県における認識のプロセスのようなもの、分かったら教えてください。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○農政課長（松永崇臣君） ①と②の大きな違いは、②については、これは市の農業委員会でのみ対応ができていないものということで、件数として通報しているだけになります。

県としてはまだ現地も確認していない状況が②になります。

①につきましては、違反転用として県も現地確認をした上で、違反転用の指導をしていくという農地になります。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 檜木委員。

○委員（檜木孝一君） 取組方針の中に、直接的な行政処分の権限を持つ福岡県というふうに書いてございます。農地法を読んでいきますと、指導とか、勧告とか、いろいろありまして、最後は、代執行までできるというような規定で構成をされておるところでございます。

いわゆるこれは、福岡県農林事務所になろうかと思えますけれども、福岡県のこの違反農地の解消に向けた、熱意といいますかね、一生懸命やろうというふうな取組なんですか、それともちょっとというような取組なんですか。お願いいたします。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○農政課長（松永崇臣君） 我々の感覚でよろしいですか。

力の入れ具合というか、農林事務所には違反転用として本市からは強く指導してほしいということは申出をしているところでございます。

しかしながら、県としても何となく重い腰があるようなところは、正直、我々からしても感じるころはございます。

ただ、現状、引き続き、本市としても県には強い指導していくようにということは、本市から毎回、申出をしているところでございます。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 檜木委員。

○委員（檜木孝一君） 分かりました。

農林事務所の担当者は何名おられるのでしょうか。

それと、昨年の9月議会で、西小田の分を調査をしたところですけども、あのときに、農業委員会だけではやっぱり無理だろうと。やっぱり環境課とか、都市計画課とか税務課、課税する部署、そういったところとの何ていいますかね、横の連携を取って総合的に対処する必要があるのではないかというようなところを申し上げておったところでございますが、そこら辺の動きをお話をお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○農政課長（松永崇臣君） まず、農林事務所の担当としましては、うちの筑紫地区というか、担当は、お一人です。一人で全て担当しております。

あと、その西小田の件についてなんです、その後の御報告させていただきますと、9月の常任委員会、報告が終わった後に、本市から所有者に対して遊休農地の管理の件ですね、草刈りとかを適正にするようにということを、2回、文書によって是正指導を行っております。それで、一応所有者としては、動きがありまして、草刈りまではしていただいております。

あと、違反転用に対する解消の文書ですね、こちらも本市からお送りしております。今まで所有者が無反応で何もされてなかったんですけども、今回、是正指導を市の農業委員会から行うことによって、一応農地の管理はというところで動きはあっております。

ただ、盛土の違反転用については、まだ現状、解消できておりませんので、今後は地元の区長さんをお願いしてますが、現地で例えば草刈り作業してる方がいらっしゃったら、すぐ市の農業委員会に連絡してもらうようお願いをしております。連絡いただいたら、

本市農業委員会としては、御本人じゃない可能性はあるんですけども、そこは接触を図って、何かしら御本人に是正指導できればなと思っております。

あと、連携についてなんですけども、今回の西小田の件につきましては、確かにごみの不法投棄の関係がございまして、県の環境部局ですね、こちらと協議の場を設けられないかということでこちらから話はしております。環境課からも話はさせていただいてるんですけど、現状、まだ話合いに至ってない状況でございます。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） 宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） 大いに関連してるんですけど、今御説明に出た1番が主に地権者に対する反応というか、指導されたということで、この2番についても、その指導をした上でってということで書いてありますけど、地権者の反応はどうやったんでしょうか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○農政課長（松永崇臣君） ②の山口と杉塚の件ですね。まず、山口については、こちらもともと違法盛土として通報があった分になります。こちらが、県の盛土指導課も絡んでおりまして、今、一緒に農林事務所と動いているところであります。

一応通報までして、今、現状、直近の内容では、近いうちに県から直接本人さんとお会いして是正指導を行うということで、連絡はいただいております。

次の杉塚なんですけども、こちらの杉塚につきましては、市の農業委員会から本人さんには接触できております。こちらが、一応転用可能な場所ではありますので、そのまま盛土を除去して農地として活用され、そのまま使うのか、転用した状態でもし使われるんだったら必ず農地転用の申請手续をするようにということで、本人さんとは接触取れておりますので、いずれかの方法で本人さんは動かれると思います。

以上です。

○委員長（八尋一男君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

ここで所管課入替えのため、休憩をいたします。

休憩 午後1時09分

再開 午後1時10分

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

所管課が入れ替わりましたので、部長より出席職員の紹介をお願いします。

部長。

○環境経済部長（平嶋顕治君） お疲れさまでございます。環境課が参りましたので、それぞれ自己紹介をさせていただきます。

○環境課長（益永 晃君） 環境課課長の益永でございます。よろしくお願いいたします。

○環境保全・廃棄物担当係長（中村義弘君） 担当係長の中村と申します。よろしくお願いいたします。

○環境経済部長（平嶋顕治君） それでは、水質調査の件、よろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） お疲れさまです。環境課から建設環境常任委員会所管事務報告でございます。水質検査等の結果についてでございます。

今回、水質検査について最新のものが令和7年10月から令和7年の12月の3月分となっております。

次のページをお開きください。

水質検査の箇所図となっております。こちらについては、変更がございませんので割愛をいたします。

そして、次のページ、水質検査についてでございます。

各それぞれの法に基づいて環境基準等が示されておりますので、表中を御一読いただけたらと思います。

また、COD、BODについても解説を示させていただいております。

特に、ATU-BODについても、こちら、硝化反応が起きた際の対処の方法についてお示しをさせていただいております。

次のページですね。

それでは、最新の10月、11月、12月分の水質検査の検査結果についてでございます。

表中の一番下、10月8日が10月分となっております。基準値等により、高い数字については黄色いマーカーでお示しをさせていただいております。全マンガンについてですが、9番のS t-11' において0.2ミリグラム・パー・リットルに対し、0.60ミリグラム・パー・リットルとなっております。ウランでございますが、1番のS t-12" について、

0.002ミリグラム・パー・リットルに対し、0.0043ミリグラム・パー・リットルとなっております。BODについてでございますが、BOD、9番のS t-11'において3.8ミリグラム・パー・リットルとなっております。こちら、硝化反応が出ておりましたので、アルリチオ尿素のほうを添加いたしまして、その数値の結果、3.5ミリグラム・パー・リットルとなっております。

次のページでございます。

11月分が11月11日に実施を行っております。こちら、全マンガン0.2ミリグラム・パー・リットルに対し、9番がS t-11'、0.60ミリグラム・パー・リットルとなっております。続きまして、ウランでございます。S t-12において0.002ミリグラム・パー・リットルに対し0.060ミリグラム・パー・リットル。また、9番のS t-11'においては0.0021ミリグラム・パー・リットルとなっております。BODにつきましては、9番のS t-11'も同様に硝化反応が出ておりましたがために、アルリチオ尿素のほうを添加すると1.7ミリグラム・パー・リットルということになっております。

12月でございますが、12月9日に実施を行っております。全マンガン、5番のS t-19"が0.40ミリグラム・パー・リットル、そして、S t-11'においては0.40ミリグラム・パー・リットルとなっております。そして、ウランでございますが、1番のS t-12"において0.0079ミリグラム・パー・リットル、9番目がS t-11'でございますが、0.0029ミリグラム・パー・リットルとなっております。

そして、次のページからが福岡県の水質調査等の結果についてでございます。こちらにおいても令和7年の10月から12月となっております。

次のページでございますが、福岡県の水質検査の箇所図となっております。こちらの変更はございませんので、割愛をいたします。

そして、次のページが水質・ガスモニタリングの地点となっております。

そして、こちらが産興場内のCOD、最近5か年分となっております。令和7年の10月、11月、12月については、表中の令和7年からさらに右側の3月分となっております。CODにつきましては、安定型処分場の浸透水の維持管理基準というものがございまして、こちらが40ミリグラム・パー・リットルとなっております。折れ線、いずれも40ミリグラム・パー・リットル以下となっているところでございます。

続きまして、次のページ、産興場外のCODでございます。こちらは基準がございせんが、例年どおりの数値となっております。

そして、こちらが産興場内のBODとなっております。こちらについて安定型処分場の廃止基準は20ミリグラム・パー・リットル以下となっているところでございますが、B-6の値が26ミリグラム・パー・リットルと、若干範囲を上回っている箇所がございました。次のページでございます。

産興場外のBODでございます。こちらについては、生活環境の保全に関する環境基準3ミリグラム・パー・リットル以下となっているところでございます。こちらについて、3ミリグラム以上のところがありますが、こちらは硝化反応が発生しておりましたので、アルリチオ尿素を追加をいたしまして、3.7ミリグラム・パー・リットルが0.8ミリグラム・パー・リットルと抑えられているような状況でございます。

それと、産興内外の硫化水素の調査結果についてでございますが、7年度、このような状況になっております。それ以降については、10月からの先ほどの折れ線グラフの元の表になっております。

受託廃棄物の残量でございます。令和7年の12月現在、廃塗料が約0トン、混合廃棄物等が約70トン、汚泥が約450トン、廃石膏が約10トン、合計が約530トンとなっております。

それから、受託廃棄物の搬出状況でございます。搬出のほうは、10月、11月、12月ともになかったところでございます。

元に戻りますが、前回の委員会の際に辻本委員の質問項目が大きく分けて三つ出てきておりまして、それを県のほうに照会をしたところ回答が来ましたので、その内容について読み上げさせていただきたいと思っております。

照会事項1、株式会社産興に係る水質調査の結果についてです。下記のとおり、令和7年7月から9月の場内調査地点、S-1、S-2、S-3、S-4の数値がS t調査地点及びB調査地点に比べて高い数値を示している項目があることについて、県の見解をお聞きしたい。電気伝導率が1,000マイクロジーメンズ・パー・センチメートルを超え、CODも場外等と比較して高い値を示している。カルシウムイオンが200ミリグラム・パー・リットル台、重炭酸イオンが500から800ミリグラム・パー・リットル台と、場外等と比較して高い数値を示している。

こちらについて、県の回答が出ております。

S地点は、処分場の浸透水由来の水であり、B地点やS t地点より埋立物の影響を受けていると考えられる。イオン項目について、カルシウムイオンや重炭酸イオンは、環境基準や排水基準に設定されている項目ではなく、その他のイオン項目の数値と併せて水の傾

向等を知るために参考で測定している項目である。独立したこれらの数値をもって水質の評価はしていない。

次のページになります。

照会事項2、照会事項1のカルシウムイオン等の数値に関して。St-19付近の林道側溝及び川の中で灰色の固い塊があることを確認している。この事象について、水質数値と関連性や環境への影響など、県の認識、見解をお聞きしたい。

回答2でございます。

過去にSt-19付近を現地調査したときに、白色を呈しており、カルシウムスケールではないかと推測できる箇所はあったが、本照会の対象となっている箇所と一致しているか不明であり、水質調査結果との関連性も不明である。

次のページ、照会事項3、村川組残土処分場におけるのり面対策についてです。県においてのり面の安定解析を行い、対策として押さえ盛土及び土堤の構築をした件について、令和3年から令和4年度にかけて、埋立物の安定性及びのり面崩壊の危険性に関する調査の結果、通常の降雨では危険性は低いとの評価を受けているとのことだが、その後の経過観察において危険性や懸念事項の情報があれば教えていただきたい。

これに対して回答の3でございますが、令和6年度、7年度に定期的に現地調査を実施した結果、照会事項のような危険性や懸念事項は見られなかったということで回答をいただいております。

以上、報告を終わります。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） 報告ありがとうございます。

一つだけ、私、気になってるのがあって。ガス管の調査をされてるということですけども、この年月をずっと経過していく中でひょっとしたら埋まってるんじゃないかという、私は考えがあってですね。

というのは、やっぱり採取するデータに大きく影響を与えるんじゃないかというふうに思ってるんですね。そう考えると、このガス管を入れてありますけど、その深度と、例えば水が通ったりして埋まったりするという可能性が考えられるんですけど、その点は何か確認というか、当初ボーリングで恐らく穴を開けられたと思うんですけど、例えば外壁を

保護するケーシングというのがあるんですけど、その深度がどれぐらいまで行っているのか、孔壁が荒れてないかというのが気になってるところなんです。

どういうお考えがあるか、お聞きしたいと思います。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） 県で専門会議があつてまして、単純に埋めたというだけじゃなくて、それなりの知見を持った方々にも分かるように対策をしながらこの硫化水素の調査等をやっておりますので、我々が専門的な知見がない中で穴を掘って管を入れたとか、そういった話ではないと思いますので、やはり国の検査方法なりやっつてでの検査方法と検出結果も含めて報告をされていると思いますので、聞くのはやぶさかではないんですけれども、その辺りは専門的な知見で実施をされているので大丈夫ではないかなと、そういう認識はしております。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 外に質疑はありませんか。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 調査してもらって、こちらの質問をきちんと県に伝えていただいてお返事いただいたんですけど、その回答が全く何か、はっきり言えば誠意がないように思えるんですね。水質の評価はしていないとか、関係ないんじゃないか、関連性も不明であるとかね。懸案事項は見られなかったって。こっちは心配してるから聞いているのに、何かこう。そういうことです。

その内容から言うと、一つ目のカルシウムイオンのこと。市民団体、産廃連と議員も入って、要するにS t-19ぐらい付近をみんなで見に行ったときに持って帰ってきたものをお渡しして見ていただいたんですけど、その前にも一度私たちが行ったときに、県が「何してるの」と言って後ろからついてきて見に来たことがあって、そのときに多分確認するときには白かったと。今度のはグレーだったというので、同じものが分からんというふうな表現をされてるので、場所としては同じなんですね。1期処分場の貯水のところから沢が流れてきて、下に出てきているところで外気に触れて固まると。どう見てもカルシウムイオンが固まったものだと思うんですね。その辺も分析したらこうだったというふうに言ってもらえればと。

その上で、いや、カルシウムイオンはあっても特段心配ないから大丈夫ですよと言うなら別だけど、何ていうか、同じものかどうか分からないというふうな表現で言われると、

違うんじゃないかなという気がしますね。

その上で、なぜあそこの沢にだけカルシウムイオンがたくさん出てきているのかというのを調べるのが県の仕事ではないかなと思ってるんです。それは数値の上から毎回、炭酸カルシウムがずっと出てきているわけだね、山の中からもなぜ出てくるのかということをはっきりしてもらえればいいのかと思ってるんだけど、県としてはそれはできないのかもしれないですね。

これは一つ目、照会事項の1と2とほぼ一緒なんですね。私たちが1と2は同じ、カルシウムイオンがあるということに対して、あの山の中でなぜあるかのということを明確にしてもらいたいということが本筋なんですね。それをもう一回また言ってもらえるかどうかというのはあれですけど。

三つ目の村川の残土処分場は、航空写真で見るとやっぱり何らか加工されたものがあるというので、それが不審なんですね。何をしたのか。安全性、のり面崩落の危険性があるんじゃないかなと思ってる、そしたら、経過観察で特段ないということは、それだけの工事、こういう工事をしたからもう大丈夫なんですというふうに工事内容を明らかにしていただければ、ああ、不安のないようにのり面加工をちゃんとしてあるんですねというふうに理解できるんですけど。何かお尋ねしていることの本質が分かってはぐらかされてるような気がするんですね。それは、これ以上いいことがないのかなと思う。

それと、さっき、グラフで説明されて、B-6のところが急に跳ね上がってますよね。15ページ目かな、いただいた資料の。産興場内のBOD（直近5か年度分）で、ぴょーんと最後、B-6で上がっていると。

このB-6というのは、後ろのほうで言ってる表現と相反することを言ってるんですね。例えば照会事項の1の1で、S-1、S-2、S-3、S-4の数値とB調査地点に比べて高い数値を示している項目があることについて。これ、Sというのは処分場内の観察地点なんです。Bというのはボーリングしてあるところで、実は、B-6はS-3の横なんですね、地図で確かめると。B-6で上がっているということは、ここに表現されてるのは、S-1、S-2、S-3、S-4の数値がB調査地点に比べて高い数値を示している項目があることについてと書いてあるけど、実際にはS-3とB-6はほぼ同じような場所で数値が跳ね上がってるんですよ。

ここは、2期拡張の調整池の横なんですね。ということは、浸透水が集まってきて、次に放流する直前の水がこれだけ数値が上がっていると。BのところもSのところも。だから、

処分場内のそのところで今何かが起こりつつあるんじゃないかな、濃いものが何か出てきてるんじゃないかなというところで心配かな。放流されたものを確認するのがいいんじゃないかなというところで見たほうがいいんじゃないかな。

ただ、放流されたものは、関係のない雨水と混ぜて薄めて流してるんですよ。だから、なかなか分からない。総量規制しない限りは分からないところなんですけど、今、検査されてるのは流れてきている水そのもの。それは、濃いものを10倍ぐらいの水で薄めたら薄まった数値しか出てこないというのでの数値しか出てきてないんですよ。

ただ、今回の調べていただいたこと、お返事いただいたことと言えば、場内のS関係とB関係が全く同じところ辺で数値が上がってるということがよく分かるという今回のデータなんですよ。

だから、私ももう一回どういうところなのか確認したいなと思うけど、これは場内なので全く入れない。やっぱり県にお願いするしかないですね。2期拡張の一番最終的な処理水を放流する直前のところでどういう状況になってるのかということをお願いしたいかなと思ってます。全く私たちは入れない場所ですからね。外は確かに行けるけど、それは薄まった水しか流れてこないというところで、ぜひS-3とB-6の関係はどうなんだろうというぐらいでお尋ねいただいたらいいのかなと思ってます。

○委員長（八尋一男君） 長々と質問がありましたけど、かいつまんで回答をお願いします。

課長。

○環境課長（益永 晃君） 県も国で定められた基準の中でやってるよというのは間違いない話であるので、それ以上に突っ込んでやるのかどうかというのは、私の口からはなかなか言えないところもあるんですけども、そういう姿勢ではありますし、定期的にいろんなモニタリングもやっているんで、出てきた値を見つけて、我々としては何とか導き出せるやり方をしていけないといけないかなと思ってます。

もちろん、こちらに結果が出るとか、辻本委員からもお話があった内容をひもといていけるような中身を導き出せたらなと思っていうところなんですけど、結果は結構、答えはシビアなところはありますけれども、そこを我々が途絶えてしまうと導き出せないんで、環境保全連絡会とか事務レベルでの話があるので。

我々は導けるように精いっぱいやらさせていただきますので、検査結果を見ながら分析をしていくというような姿勢で今後も取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 私からですけど、基準値を出た値が幾つかありますし、県の回答を踏まえて、課長としてはこの時点では何も問題ないというふうに我々は理解していいですか。

課長。

○環境課長（益永 晃君） 私の口から問題ないですとかいう話はできないんですけども、以前、事務レベルの中では、そういった突出したところがあると。我々としてはどういふ答え方をすればいいのかというようなことであれば、著しく高い状況にはないので、その内容については県もしっかりと注視をしていくというようなことでありました。

数字が少ないので、0.2が0.4になると2倍になるとかいう理屈もあるかもしれませんが、これが突出して3桁になるとかいう話も含めての話だと思しますので、県はそういう姿勢で値は注視してますよというような御回答がありました。

以上です。

○委員長（八尋一男君） ほかに。檜木委員。

○委員（檜木孝一君） お疲れさまです。

市の水質検査の結果表がございます。初歩的などころで申し訳ありません。一番右のBODの値が①S t-12” から⑧のS t-12まで塗り潰してありますたいね。市の結果。これはなぜか。県と重複しとるからかな。

○委員長（八尋一男君） 質問を理解されてないようですから、もう一度言ってください。何ページですか。

○環境課長（益永 晃君） このページですかね。

○委員（檜木孝一君） これでいいです。これの一番右。BOD。一番右のBOD。上のほうが①から⑧まで網かけしてあるでしょう、これの原因と、それと、もう一つ。残留汚泥のほとんど、運び出されてないですよ。4月からかな。これに対する見解があればお話をお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） BODについてS t-11’ だけということですかね。こちらは1回持ち帰って、またお話をさせていただきたいと思います。

汚泥の分ですけども、昨年の水質保全の連絡会の中で持ち運びがないことについて県のほうに問合せをしております。こちらについては、県から産興さんに持ち運びをするよ

うにということで適宜指導をしているというようなことで聞いてますので、それ以降、産興さんが動いていないというふうな結果だったので、また引き続きこの件に関して、また来年度の保全連絡会の中でしっかりとお願いをさせていただこうと思っております。

以上でございます。

○委員（檜木孝一君） 了解です。

○委員長（八尋一男君） 副委員長。

○副委員長（段下季一郎君） 檜木委員との関連になるのですが、令和7年度だけずっと止まっているような感じ。今までずっと搬出されてきて、廃油の件ですかね、それを全然処理されてないという話になって、廃油のそれをされてからずっと止まっていると思うんですよ。その廃油の処理にコストがかかったからなのか、どういう分析をされているとか、何かそういうのがありましたらお答えいただければと思うんですが。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） 搬出の状況ですけれども、廃塗料は乾けば、塗料がプラスチックみたいになったりもするというふうには聞いてました。まずは、産廃処分場の何かから搬出できるかということで、廃塗料が一番スムーズに搬出できるので、昨年、令和6年度ですかね、結構搬出されていたというふうには聞いておりました。私たちもそれ以上、話を突っ込んだことはなかったです。

以上です。

○委員長（八尋一男君） しばらく休憩いたします。

————— . ————— . —————
休憩 午後1時40分

再開 午後1時41分
————— . ————— . —————

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） それでは、質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

ここで所管課入替えのため、休憩をいたします。

————— . ————— . —————
休憩 午後1時42分

再開 午後1時49分

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

所管課が建設部に移っておりますので、深見部長から御挨拶と、それから、出席職員の紹介を兼ねてお願いいたします。

部長。

○建設部長（深見勝彦君） 皆様、お疲れさまです。建設部長の深見と申します。よろしくお願いたします。朝早くからの御審議、どうもありがとうございます。

本日、建設部といたしましては、所管事務報告7件ございますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

都市計画課職員が参っておりますので、自己紹介いたします。

○都市計画課長（鶴川和宜君） 都市計画課長の鶴川でございます。本日はよろしくお願いたします。

○計画担当係長（堀尾圭吾君） 計画担当係長の堀尾と申します。どうぞよろしくお願いたします。

○計画担当主任（今永裕也君） 計画担当、今永と申します。よろしくお願いたします。

○委員長（八尋一男君） それでは、第2次筑紫野市都市計画マスタープランの改定について、執行部から説明をお願いします。

課長。

○都市計画課長（鶴川和宜君） それでは、第2次筑紫野市都市計画マスタープランの改定について御説明いたします。

この件につきましては、昨年9月の建設環境常任委員会にて策定の経過や改定内容を御説明し、パブリックコメントにかける旨を御報告していたものでございます。本日は、そのパブリックコメントの結果から御説明させていただきます。

資料の2ページを御覧ください。資料の上段部分でございます。

初めに意見を募集した期間でございますが、令和7年10月20日から11月19日にかけて、改定案に対する意見募集を行いました。意見提出者数は2名でございましたが、提出されたそれぞれの御意見とそれに対する市の考え方につきまして御説明いたします。

下段の表になりますが、まず、お一人目、ナンバー1の部分でございます。

左に意見の要旨及び内容を記載しております。要約いたしますと、駅の高架や駅前再開

発、スマートインターチェンジの設置などにより、都市構造の再編と交通利便性の向上を図るべき。次に、二日市温泉の再開発と、太宰府との連携などにより地域資源の活用と観光資源を図るべき。また、阿志岐周辺にファーマーズマーケットを設置したり、J T跡地を再活用することにより、農業や地場産業の活性化を図るべき。次に、市街地の道路整備とバリアフリー化などにより生活環境の質の向上を図るべき。ランドスケープ設計の導入などにより、花と緑あふれるまちとするべき。そして、最後に、SNSなどによる魅力発信により、都市ブランドと情報発信を図るべきという御意見をいただきました。

改定案に対する御意見というよりも、まちづくり全般にわたる個別具体的な御提案であると捉えておりますが、方向性としましては、今回改定する都市マスと同じ方向の内容でありますので、この御意見に対する考え方をその右側に記載をしております。要約をいたしますと、都市構造の再編と交通利便性の向上については、都市機能が集約した活力ある市街地の形成や交通結節点の機能強化、工場や流通業務施設の集積などに取り組んでいくということ。その他の事項につきましても、都市づくりの目標に取り組みながら、マスタープランの方針に基づき推進をしていくということなどを書かせていただいております。

次に、二人目、ナンバー2の部分でございます。

いただいた御意見を要約いたしますと、西鉄二日市駅周辺の再開発を希望する。区分マンションの建築に当たり、建て替えや取壊しを考慮して許可を出してほしい。土木や建築に対応できる職員を採用してほしい。ほかには、不法投棄の監視や外資参入の場合の市民への周知に関する御意見をいただきました。

こちらも改定案に対する御意見というよりは、まちづくり全般にわたる御要望と捉えておりますが、その右側に記載している考え方でございます。要約をいたしますと、西鉄二日市駅周辺の再開発については、マスタープランの方針に基づき、土地所有者や事業者などの御協力をいただきながら、都市機能が集約した活力ある市街地の形成に取り組んでいくこと。その他の意見につきましては、関係部署と共有するとともに、今後の参考とさせていただきますということなどを書かせていただいております。

次に、資料の3ページからが都市計画マスタープランの最終的な改定版でございます。

前回御説明したのものから、表紙やデザイン、そして、掲載している写真の一部を変更しているものの、本編の文章や掲載資料については変更はしておりません。

ここで資料の151ページを御覧いただきたいと思っております。

今回、新たに参考資料編を追加をさせていただきますので、その内容を御説明い

たします。

次の152ページから153ページにかけまして、これまで御説明してきた内容と重なりますが、策定経過や見直し体制、そして、市民アンケートの内容をまとめさせていただいております。

次の154ページに移りまして、ここでは地域別懇談会や、次のページのパブリックコメント、そして、策定会議や都市計画審議会の審議過程をまとめさせていただいております。

そして、次の156ページからは用語解説ということで掲載をさせていただいております。

以上が都市計画マスタープランの改定内容となりますが、この内容で本年2月6日の都市計画審議会にお諮りし、全会一致で決議いただくとともに妥当である旨の答申をいただいているところでございます。

最後に、資料はございませんが、今後のスケジュールについて御説明いたします。

まず、今回御説明したパブリックコメントの実施結果につきましては、明日3月10日に公表させていただく予定としております。

次に、改定したこちらの都市計画マスタープランにつきましては、3月27日にホームページに掲載する予定としております。

また、製本した冊子につきましては、現在製本作業中でありまして、納品後速やかに議員の皆様へ配付をさせていただきたいと考えているところでございます。

説明につきましては、以上でございます。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

田中委員。

○委員（田中 允君） この改定したポイントという、改めて立派になったというか、整備されたというか、そういう部分はどこを見たら分かりますか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○都市計画課長（鶴川和宜君） 今回、中間の見直しになりますので、当初策定した分を基本的には踏襲しているというのがございます。

その中で今回の中間見直しで大きく変えたところというのが、資料の69ページでございます。

69ページ、重点的まちづくり方針ということで、ここでは人口減少社会を見据えたまちづくりということで書かせていただいております。この部分には、当初の計画では市庁

舎移転を重点的に取り組むというようなことが記載をされておりましたが、新庁舎はもちろん建設もされておりますので、その方針を削除した上で、今後、将来的に人口減少が見込まれますので、今回のこの人口減少社会を見据えたまちづくりを新しく方針に加えるところでございます。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） いいですか。ほかに質疑はございませんか。

檜木委員。

○委員（檜木孝一君） 内容については既に審議済みであるからということで、質疑はできんとですかね。いいとですかね。分かりました。

よく頭の中に入れてなかった自分が悪いと思うんですけども、気になったところがございます。45ページでございます。

これ、前々からあろうかと思うんですけども、都市づくりの目標と基本的方向。地域特性に応じた集約型の市街地の形成（まちの視点）ということで、括弧の中に都市づくりの基本的方向というのがあって、駅が、朝倉街道駅、天拝山駅、筑紫駅、JR原田駅周辺というふうにあろうかというふうに思います。で、市街地を形成しますというふうに書いてありますね。良好な都市環境を図るということでございますが、西鉄の津古駅で都市化ということについては飛躍し過ぎてるかもしれませんけども、小都市にあっても一番北の外れ、筑紫野市にあっても南の一番端ということでございまして、両市の端同士が交わるところでございまして、どうしてもこういった都市計画づくりのプランの中ではそれこそ端のほうに追いやられておるんですよ。非常に車の通り抜けもできない、事故もあっておる、宮崎委員もよく御存じだと思うんですけども、非常に地元におる者としては深刻な問題でございまして、一気に市街地形成というものは望みません。できないだろうと思いますけども、何らかの小都市との現状打開に向けた話合い、協議、何かそういったものがあるのかいないのか、できないのか、そういったところのお話をお願いしたいというふうに思います。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○都市計画課長（鶴川和宜君） まず、都市計画マスタープランというのは、将来のあるべき姿とか、いわゆる理想像を盛り込むような計画でありますので、その個別の計画を盛り込むようなものではないというのを、まず御理解をいただきたいというのがあります。

その上で、西鉄津古駅につきましては、先ほど委員のほうに追いやられてるというふう

な表現をされましたけども、私どもは追いやってるつもりはまずない。位置的には端っこには確かにあるのかもしれないけれども、都市計画としてはやはり駅になりますので、大事なところであるとは思っております。

ですので、今回の都市マスというよりも個別の対応になるのかなと思いますが、小郡市さんとの市境にもなりますので、そこは小郡市さんだけとか、筑紫野市だけというところにはなりませんので、しっかり話をしながら、できるところを模索していきたいと考えてるところでございます。

以上でございます。

○委員（檜木孝一君） ありがとうございます。

○委員長（八尋一男君） ほかにございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。

所管課入替えのため、休憩をいたします。

休憩 午後 2 時 03 分

再開 午後 2 時 04 分

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

所管課が入れ替わりましたので、部長より出席職員の紹介をお願いします。

部長。

○建設部長（深見勝彦君） 引き続きよろしくお願ひいたします。

建築課が参っておりますので、自己紹介いたします。

○建築課長（鶴岡靖生君） こんにちは。筑紫野市建築課長を務めております鶴岡です。よろしくお願ひいたします。

○空家対策・建築計画担当係長（猿渡康弘君） こんにちは。建築課空家対策・建築計画担当で係長をしております猿渡と申します。よろしくお願ひいたします。

○空家対策・建築計画担当主任（池田省吾君） 建築課空家対策・建築計画担当の池田と申します。よろしくお願ひいたします。

○委員長（八尋一男君） それでは、筑紫野市空家等対策計画の改定について、執行部より説明をお願いします。

課長。

○建築課長（鶴岡靖生君） 筑紫野市空家等対策計画の改定について御説明いたします。

まず、初めに、2ページをお願いいたします。

筑紫野市空家等対策計画の改定について御報告いたします。

次に、3ページをお願いいたします。

本市の空き家等対策につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、令和元年7月に計画を策定し、各種施策を推進してまいりました。このたび、令和5年12月に空家等対策の推進に関する特別措置法が一部改正されたことを受け、本計画の改定を行うものでございます。

改定の主な内容でございますが、まず、4ページをお願いいたします。

改定の概要として、大きく3点あります。1点目は、空家等対策の推進に関する特別措置法一部改正に基づく対応、2点目は、令和5年度調査結果の反映、3点目が、法改正に基づく対応と調査結果の反映以外の項目になります。

それでは、筑紫野市空家等対策計画のページに沿って改定の説明をいたします。

空家等対策の推進に関する特別措置法一部改正に基づく対応としまして、7ページをお願いいたします。

新たに創設されました、適切な管理が行われていないことにより、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態を指す管理不全空家等を対策対象に追加しております。

次に、23ページから24ページをお願いいたします。

必要な措置に関する規定を追加しております。

また、同じく24ページに、災害など緊急時の措置を想定した特定空家等に対する緊急代執行の規定を追加しております。

そして、25ページに、相続人不存在の空家等への対応として、相続財産清算制度の活用を新たな施策として追加しております。

続きまして、令和5年度調査結果の反映について、8ページから9ページをお願いいたします。

令和5年度に実施した空家実態調査の結果を記載しております。

次に、10ページから13ページにかけては、実態調査を基に行ったアンケート調査の結果を反映し、本市の空き家の現状及び課題を整理しております。

最後に、法改正に基づく対応と調査結果の反映以外の項目としまして、6ページに記載しておりますが、計画期間を令和8年4月から令和12年3月までに更新しております。

次に、14ページから15ページをお願いいたします。

これまで実施してきた空家等対策についての概要を記載しております。

以上が筑紫野市空家等対策計画の改定についての御報告になります。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

田中委員。

○委員（田中 允君） 何がどうなったんですか。結局、どういう状況でどういうことだからこうなりましたって、中身が説明されていないな、全然。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○建築課長（鶴岡靖生君） 主な内容としましては、特別措置法、国の法律が変わったことによって筑紫野市も文言を見直してきたところでございます。その一文としましては、まず、もともと管理不全空家というものがなかったんですけども、国の法律がこの管理不全空家、放置すればそのまま特定空家となり得るようなおそれのある状態という空き家の定義をしっかりと国が設けておりますので、それに基づいた改定を市も行っております。

それと、そのほかには、緊急の代執行といいまして、災害時とかそういったときに所有者に成り代わって市が解体だったりとか、撤去をするとか、そういったものを行うようなことができるという緊急代執行というところを追加しております。

あと、相続財産清算制度というものです。相続人が不存在な場合に市が家庭裁判所に申立てを行いまして、清算人で空き家の処分をするという清算制度という活用というものも追加しております。

○委員長（八尋一男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 空き家の清算制度って、何をどのように清算するんですか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○建築課長（鶴岡靖生君） 所有者が不存在の場合におきまして、それを市が成り代わって裁判所に清算をお願いをするというような形になります。家庭裁判所から清算人というのを指定しまして、そちらをお願いをするわけです。そちらがその空き家につきましてを売り払うとか、解体をするとか、そういうふうな手続をすることができるというものになります。

○委員長（八尋一男君） 宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） 今説明ありましたが、地権者が不明だったりとか、死亡して全然分からない、そういうときに緊急的にそういうふうには執行に至るんでしょうけど、要はそういうときに例えば解体費用にしても更地にするにしても、多額の費用がかかってくると思うんですけど、そういう費用というのはどういうふうの流れとして行われるんでしょうか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○建築課長（鶴岡靖生君） まず、裁判所に予納金というのを納めるような形になります。一時預け入れするというような意味合いに捉えていただいていると思うんですけど、その解体費用も含めた費用を裁判所に預けまして、それで清算をしていただくと。それがあがる程度売れたりとか、解体する運びになったとかしてその土地が売れたりした場合、その分を差し引いた分が市に後に戻ってくるというようなものになっております。

○委員長（八尋一男君） いいですか。檜木委員。

○委員（檜木孝一君） まず、平成30年の651戸から令和5年に496戸に大きく減少しております。150戸ぐらい減少しておりますですね。大きな数字だと思いますけども、これはどういったことでこんなふうな数字に結びつけることができたのか。

そして、496戸を解決する上での一番の大きな課題というかな、障害といいますかね、それをどんなふうには捉えておられるのかというのをお話をお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○建築課長（鶴岡靖生君） 空き家の減少につきましては、これまで継続して実施してまいりました。啓発文書の送付、相談会、セミナーの開催、空家総合相談窓口の設置、空き家バンクなどの参画などの取組の効果が一定程度現れていると認識しております。

また、所有者による売却、賃貸、解体等が進んだことに加え、建て替えや利活用が行われた事例も確認しております。

ただ、一方で、空き家の潜在的要因というのは依然として存在していることから、引き続き対策を進めてまいります。

それと、一つ大きな課題といいますか、今後もやっていかないといけないというものにつきましてなんですけども、所有者が高齢化しているということと、あと、相続がうまくいっていない、そういう相続を要因とする空き家の発生、あと、所有者は分かっているんですけども、維持管理の負担の増加とかいうものがなくなっていない要因の一つかなと考えて

おりますので、今後も空き家発生の予防の観点から終活セミナーとかそういうセミナー、いろいろな学習会、そういう機会をなるべく設けるようなことを考えまして取組を進めていこうかなと考えております。

以上になります。

○委員（檜木孝一君） ありがとうございます。

○委員長（八尋一男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 結局、例えば相続人がおらんでもね、そういうまちなかやったらたい、それはそういう裁判所で手続されるとはいいと思うけど、基本的にどうしても山の中たいな。山というか、東西結構あるたいな。南北は電車やら、JRやらが走っとるけど、東西がな。今、のる一とができて、何とかなるかなと思っとるけど、結局そういうところずっと何十年と古いのがあるやろう。そういうのはどのように処理するんですか。そういうのも空き家対策として、対策をやっぱりやっついていかないかん、こちらが。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○建築課長（鶴岡靖生君） 所有者が把握できてる分につきましては、当然働きかけというか、行なってまいりたいと思います。もちろんその費用の話だったりとか、相続の関係だったりとか、事情とか、いろいろとそれぞれに1軒1軒違いますので、私たちが踏み込んで話ができるところまではしっかりと話をしていくなりしていきたいなどは考えております。

○委員長（八尋一男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 柚須原辺りも結構空き家が今増えよるよな。平等寺辺りも結構空き家が増えよる。そしたら、例えば隈地区辺りは空き家があっても所有者が近所におったりするたいね。管理しよる。でも、結局、そういう物理的というかな、生活的に、ずっと空き家のままであろうと想定できるところがあるたいね。そげなのもやっぱり、例えば移住対策やらでな、そこを空き家として市が買い取って移住者の方に、あそこは田んぼやらいっぱいあるけん、柚須原辺りでも。納屋もあるけん。

そういうような、政策とかに結びつけるとか、一体としてやっついていくよとか、そういうことはないわけですか。ただ空き家があるけん、どうにかしようやっつて。売れんなら売れんて、求める人がおらんやったらそのままずっと永久に空き家やな。だから、空き家対策というのは何かそういう知恵も出さないかんちゃんいとね。

○委員長（八尋一男君） 田中委員が言ってることは、先ほど変わった内容で管理不全の

見極めとありましたよね。管理不全の見極めというのは、誰が、いつ、誰にするのかというのが説明されたらはっきりするんじゃないかと思いますが。

○委員（田中 允君） それとね、今言ったように、そのままあったらたい、やっぱり移住対策とか何かでね、人口減少がありよるやない、人口減少のまちとかいうて都市計画の中にあつとるから、その中でさ、何かそういう対策とか、何か具体的なものがあるのかなのかたいな。ただ空き家だけのやなくて、総合的にその対策を練るのか、方法があるのかたい。

○委員長（八尋一男君） その辺りも含めて、課長。

○建築課長（鶴岡靖生君） 当然、空き家につきましては、個人の財産ではあるものですが、所有者がいらっしゃる場合につきましては、その所有者と話をしながら、どのようなことをするのか、また、地元から利活用とかそういった声が上がれば、当然その間に入るとか、そういう対策というのは当然やっていくべきだとは考えております。

ただ、どうかしないといけないということはもちろん常々考えていますけども、その対策を具体的にどういうふうにするかということまでは、ケース・バイ・ケースといいますか、その空き家の状態にもよると思いますので、今ここではっきりどういうふうにといいことは申し上げれないとは思いますが、何がしかその相手方と話をしながら対策を講じてまいりたいと思っております。

○委員長（八尋一男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） だからね、どうしても、解体のしか話がない。政策に幅広い政策はないのねと言いたい。

○委員長（八尋一男君） それは所管課が違う……。

○委員（田中 允君） いやいや、それはここから総合的にそれを振っていかないかんけん。

○委員長（八尋一男君） 空き家対策はするけど、まちづくりとは直接は関係ないですよ。

○委員（田中 允君） まちづくりと関係あるよ。その空き家を減らすためには知恵を出さないかんやない、何か。

○委員長（八尋一男君） しばらく休憩します。

休憩 午後2時22分

再開 午後2時25分

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

課長。

○建築課長（鶴岡靖生君） 19ページを御覧ください。

19ページの冒頭に、4番、空家等及び空家等の跡地の活用の促進と書いております。

まず（1）空き家バンク事業等の活用ということで、空き家バンクに登録していただいてこれが売買につながっていくということを推進していくということが一つ。

あと、先ほど申し上げたと思いますが、（2）番で、地域住民からの要望による活用ということで、地域交流、地域活性化、福祉サービスの拠点とかいうものについての利活用可能な空き家については、所有者の意向を踏まえて地域住民に対する情報提供を行うという、今現在ではこのようなことを進めていくように考えております。

ただ、いかんせん、田中委員おっしゃられるように、その後どのように大きく考えていくかということも含めたところで、今後の課題として私たちも取り組んでまいりたいと思います。

○委員長（八尋一男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） だから、やっぱりそういう老人施設か何かね、いろんな市の公共施設もあるかもしれん。でも、それになると対してね、税金措置をどのようにしていきますよとかね、そういう対策を取らんと、空き家がずっと続いとったら危ないけん壊したって。壊しただけで終わりやない。それは空き家対策ですか。だから、そういうことを総合的にくさ、やっていかないかんといかんめえがって言いよったい。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○建築課長（鶴岡靖生君） 田中委員のおっしゃるとおりだと思います。私たちもその後どうするかとかいったところも含めて全体的に視野を広げて検討してまいりたいと思います。

○委員長（八尋一男君） ほかに質疑は。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

続きまして、令和7年度空家現地調査の結果について、報告をお願いします。

課長。

○建築課長（鶴岡靖生君） 令和7年度空家現地調査の結果について、御説明申し上げます。

す。

39ページをお願いいたします。

令和7年度空家現地調査の結果について御報告いたします。

本調査は、市内の空き家の状況を把握することを目的として実施したものでございます。

40ページから41ページをお願いいたします。

今年度に現地調査を実施した結果、市内全体で把握した空き家の数は387件でございます。令和5年度実態調査での496件と比較しますと、109件減少しております。

空き家の数はコミュニティごと、行政区ごとにも集計しております。各コミュニティで、令和5年度の実態調査と比較しますと、二日市地区が107件で40件の減、二日市東地区が72件で17件の減、山口地区が35件で13件の減、御笠地区が59件で16件の減、山家地区が31件で1件の減、筑紫地区が64件で13件の減、筑紫南地区が19件で9件の減となっております。

最後に、42ページから43ページをお願いいたします。

今年度に把握した387件の空き家を建物状況で四つに分類した内訳になります。利活用可能な空き家が72件、手を加えれば利活用可能な空き家が243件、除却するまでもないが利活用不可能な空き家が59件、除却の必要性があると思われる空き家が13件となっております。

先ほども申し上げましたが、空き家数の減少につきましては、これまで継続して実施してまいりました啓発文書の送付、相談会、セミナーの開催、空き家総合相談窓口の設置、空き家バンクへの参画などの取組が、効果が一定程度現れているものと認識しております。また、所有者による売却、賃貸、解体等が進んだことに加え、利活用が行われた事例も確認しております。

一方で、空き家の潜在的要因は依然として存在していることから、引き続き対策を進めてまいります。

以上が空家現地調査の結果でございます。

○委員長（八尋一男君） 報告ありがとうございました。質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

しばらく休憩します。

休憩 午後2時31分

再開 午後2時40分

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

所管課が入れ替わりましたので、部長より出席職員の紹介をお願いします。

部長。

○建設部長（深見勝彦君） お疲れさまです。土木課職員が参っておりますので自己紹介いたします。

○土木課長（菊武秀明君） お疲れさまです。土木課長の菊武でございます。よろしくお願ひします。

○土木整備担当係長（坪井 望君） 土木課土木整備担当係長の坪井と申します。よろしくお願ひします。

○建設部長（深見勝彦君） よろしくお願ひします。

○委員長（八尋一男君） それでは、鷺田川周辺浸水対策検討の進捗状況について、執行部から説明をお願いします。

課長。

○土木課長（菊武秀明君） それでは、鷺田川周辺浸水対策検討の進捗状況について御報告を申し上げます。

近年の豪雨災害により、鷺田川及び高尾川の一部におきまして毎年のように床下浸水や道路冠水が発生していることから、鷺田川及び高尾川の浸水対策を流域治水の取組として検討を進めさせていただいております。

まずは、流域治水について、福岡県が作成している資料に基づき簡単に説明させていただきます。

資料の1ページ目を御覧ください。

全国的に時間雨量50ミリメートルを超える短時間強雨の発生回数が、ここ30年から40年間で約1.4倍に増加するなど、気象変動による降雨量の増大や都市化の進行により河川への雨水の流入は増える一方で、起こる災害も激化している状況の中、大きな洪水は身近に起こり得るものと意識する必要がある、さらに、水災害リスクの増大に備えるためには、これまでの治水対策だけではなく、流域全体のあらゆる関係者が協働して対策を行う流域治水が進められているところでございます。

次の2ページ目を御覧ください。

その対策は、川からあふれる水を減らすなど、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策、住まい方の工夫などにより、被害対象を減少させるための対策、避難行動などにより被害の軽減、早期復旧・復興のための対策の三つの柱から成っており、では、どういった対策をするのかというところは、次の3ページ目を御覧ください。

左側にありますピンク色で囲まれたところが、先ほどの一つ目の氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策の例でございますが、現在進めております鷺田川、高尾川の浸水対策の検討はこの部分でございます。では、どういう進め方を行っているかというところでございますが、次のページへお進みください。

各流域ごとに対策の内容や段階的な目標を流域プロジェクトとして、治水対策の全体像を福岡県において取りまとめを行っております。

次のページを御覧ください。

二級水系流域プロジェクトの御笠川水系プロジェクトの中で、筑紫野市は、ため池の有効利用や雨水貯留施設の検討、また、調整池のしゅんせつや河川のしゅんせつなどの取組を進めていく計画となっているところでございます。

その上で、現在進めております鷺田川周辺浸水対策検討の内容につきましては、大まかにどういうことを行ったかというところでございますが、一つ目は、農業用ため池の活用、二つ目は、雨水貯留施設設置の検討、三つ目は、河川の河床掘削、この三つの効果についてシミュレーションを用いて対策を検討したところでございます。

少し詳しく説明いたします。

○委員長（八尋一男君） はい、お願いします。

○土木課長（菊武秀明君） 初めに、流域における整備目標の規模、簡単に申しますとどの程度の豪雨に対応するかというところ、次に、氾濫解析モデルの検討で、現況の浸水解析モデルを過去の浸水記録や雨量データを用いてモデル化を行いました。次に、浸水対策案の検討を行い、浸水対策案を施した場合の浸水解析モデルの作成を行っております。

まずは、一つ目の整備目標規模についてですが、平成30年7月6日、令和5年7月10日の過去の豪雨災害の雨量データから、1時間当たり最大降雨量を参考に、福岡県南部ブロックにおける降雨強度式に換算しております。

また、平成24年に策定した筑紫野市雨水流出抑制指針や、近隣市町の浸水対策における目標の確率規模も参考にし、浸水対策の整備目標規模を確率年にして30年に1度という規

模に設定いたしております。1時間当たりの最大降雨量にして78.6ミリメートル・アワー相当となっておりますのでございます。

次に、二つ目の氾濫解析モデルの検討でございますが、先ほどの30年に1度の雨を現況で降らせた結果、次のような浸水状況になるモデル化を行っております。

6ページ目を御覧ください。

現況の解析モデルでは、水色が水深50センチメートル未満、ピンク色が50センチメートル以上1メートル未満、赤色が1メートル以上の推進となるエリアでございます。これは、過去の記録による冠水や浸水事例ともおおむね整合した結果となっております。

次に、この浸水エリアをどのように対策して軽減していくかというところでございますが、鷺田川流域におきましては、上流域の天拝山の麓に農業用ため池が大小合わせて9か所ございます。市街地化の影響により農地が減少傾向にあることから、農業用水の必要分を確保した上で日頃から低水位で管理していただき、豪雨時に一時的にたまる量を確保することにより下流の水路への負担を軽減し、また、流下する時間差をつくることでも浸水の軽減につながることから、農政部局と連携してため池の活用について進めていきたいと考えております。

7ページを御覧ください。

左が先ほどの6ページの図面を部分的に拡大したものであります。右側が、農業用ため池の9か所において貯水量の約半分を農業用水と仮定して、残りの半分を豪雨のための貯留量としてシミュレーションを行った結果でございます。ピンクの部分は残っておりますが、濃い赤の部分は消えておりますので、浸水の軽減が見られております。

しかし、十分とは言えませんので、次に、鷺田川の中上流域において鷺田川の支川となる雨水幹線沿いの公共用地を活用し雨水貯留施設の設置をすることや、鷺田川上流での雨水貯留施設を設置することで、現在頻繁に浸水してまます筑紫野警察署周辺や生涯学習センター付近の浸水被害の対策と鷺田川本川の浸水の軽減を併せて進めてまいりたいと考えております。

農業用ため池と雨水貯留施設を組み合わせた場合のシミュレーション結果は、次の8ページを御覧ください。

ピンク色も消えており、このような効果となる結果となっております。具体的な場所はこの場では表すことをしておりませんが、貯留量にして2か所で約3万6,000立方メートルの貯留量を想定してシミュレーションを行った結果でございます。また、下流域につき

ましては、鷲田川の河川の掘り下げも検討しているところでございます。

いずれにしても、幾つかの組合せで浸水の軽減を図っていきたいと考えております。

次に、高尾川流域につきましては、9ページを御覧ください。

高尾川につきましては、おかげさまで高尾川の地下河川の効果は見られるものの、鍬の柄橋付近から上流については、河川断面の不足から道路冠水が発生している状況でございます。今後は、この高尾川の河川改修についての検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

また、J Tの九州工場跡地の調整池につきましては、調整池の機能効果の差を出しているもので、右側が現状での効果で、東新町雨水幹線沿いの浸水区域が減少していることが確認できます。

J T九州工場跡地の調整池は東新町雨水幹線の最上流にあり、下流域の浸水対策に効果を発揮できることから、さらに調整池の底の一部を掘り下げて調整容量を20%から30%程度増やし、貯留機能を強化することで東新町雨水幹線沿いの浸水は大きく改善するものと見込まれますので、今後は詳細の検討を進めてまいりたいと考えております。

また、同じく高尾川の支流になる石崎雨水幹線沿いにあります二日市東小学校の浸水につきましては、学校内の部分的に低くなっています土地をかさ上げし、排水をできるだけ分散することと、併せて石崎雨水幹線からあふれた水が直接入ってこない対策を講じるよう、計画を進める予定でございます。

最後に10ページを御覧ください。

左側が6ページで見ていただいたもので、30年に1度の雨が降った場合の氾濫解析結果で、右が、今説明申し上げました対策を全て行った場合の氾濫解析結果でございます。市街地内の赤やピンクが消え、浸水の軽減効果が現れておりますので、現段階ではこの状態になるように目標設定しているところでございます。

なお、水色の50センチ以下の浸水は残りますので、部分的な河川の改修、側溝整備なども検討に加えて、引き続き、関係課と連携しながら浸水対策の検討を進めてまいります。

以上で説明を終わります。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） 様々説明ありがとうございます。よく理解できました。

ただ、今回のいろいろな対策なんですけども、30年に1度とは言うものの、やはり瞬間的にはすごい相当量の雨が降るんでしょうけど、例えば長雨になった場合は、このデータがやっぱり大きく変わってくるんじゃないかというふうに思います。そうなった場合というか、たればの話ばかりしても前には進みませんが、とにかく履歴とかそういったものも大事でしょうけど、想定し得るようなこともこの先考えていかないと、大きく温暖化が影響してるので、長雨になったときのことは想定はされておりますか。お尋ねします。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○土木課長（菊武秀明君） 近年、朝倉市の豪雨のときに今までに類を見ない約4時間以上にわたっての大雨が続いたという経過がございます。それに合わせて整備をするとなると、筑紫野市の河川だけをそれで整備するとなると、今度、下流側の能力というのも大きく影響しております。直接御笠川辺りが、まだ下流もそこまでの能力の整備が進んでいない関係もございますし、じゃあ、どこまで大きなものをつくらばいいかというところの境は必要でございますので、そこは一定下流の河川の計画と順次合わせた形で、今、30年に1度というところで設定をさせていただいております。

朝倉市の例を出しましたけども、今までは大体2時間ほど大雨が続くというところでの想定をしてずっと整備をしてきてるところなんですけども、それが4時間の場合になるとやっぱり相当量浸水することは、今までの既往の降雨からすると考えられる事態にはなってきたてきて、それが今の自然現象のところの最大限だと私どもは考えておりますが、施設を今の現段階でそれに合わせていくというのは非常に困難だと考えているところでございます。

○委員長（八尋一男君） 宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） 今、御答弁いただきましたけど、本当に何というんですかね、例えば水位センサーとか、例えば川底をさらうとか、しゅんせつするとか、いろんな手だてを施した上で、要はそれ以上ちゅうか、長雨が例えば6時間、極端な話をすると、なってきた場合は追いつかないわけですよ、結局、整備が。だから、それであれば、警報なりですね。例えば河川に車を飯塚のほうとか置いてますけど、早めに警報を出して車の移動をお願いしますとか、被害が広がらないように対策を取ってる自治体が結構ありますね、福岡県内でも。なので、そういった予防というんじゃないですけど、皆さんに避難をしてくださいとか、そういった一つ言うと、センサーを設けたりとか、そういったことも手だてとしてできるんじゃないかなというふうに思うんですけど、いかがお考えでしょうか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○土木課長（菊武秀明君） 宮崎委員のおっしゃるとおりで、これはソフト対策として、今、カメラもAIカメラというのが出てまいっております。そういったところもソフト対策の一つとして検討してまいりたいと考えてるところでございます。

○委員長（八尋一男君） 赤司委員。

○委員（赤司泰一君） よくデータが出て、対策に感心して見させていただいたんですけど、これ、でも、土木課だけの話じゃないと僕は思うんですね。特に貯水関係だから、田んぼダムの話は今、この前も議長会のほうでもちょっと出たときがあつて、小郡市から上の……、下になるかな、上かな、筑紫野市とか……、そこら辺の田んぼを利用させていただけんやろうかちゅう話がちょっとあつたこともあつたんで、こういう場合、やっぱり全体的な何ですかね、治水に関しての話というのはやっぱり例えば農政課であつたりとか、危機管理課もそうだろうと思うんですけど、やっぱりそういうところでの情報共有しながらの対策になるんじゃないかというふうに思ってますけど、その辺に関してはどういうふうに進められますか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○土木課長（菊武秀明君） 赤司泰一委員のおっしゃるとおりで、今申しました対策の中にも農業用ため池の活用というのが一つございます。それについては、農政課と連携しながら、まず、農家の方をお願いしながら、こういった実情と重要性をしっかりと農政課と一緒に説明しながら進めていく予定にしております。

それと、田んぼダムにつきましては、この鷲田川流域については田んぼダムの面積が現状は難しいかなというところで、あと、筑紫野市は筑後川流域の、有明側の筑後川流域を持っておりますんで、筑後川流域につきましては久留米市とか小郡市が大変な被害を受けているということで、できればこういった広い範囲をお持ちのところの田んぼダムの推進も今後はちょっと視野に入れながら検討を進めていく必要があるかなというところで考えております。

ですので、そういった所管所管で持ってる施設についてもございますので、そこは連携しながら進めていく予定でございます。

○委員長（八尋一男君） ほかに。辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 田んぼダムのことを言おうかなと思ったけど、それはいいとして、基本的には小中学校の校庭、今は二日市中学校に貯留施設があつて、ほかの小学校、中学校でもできるのかな。この辺であれば二日市東小学校、あるいは二日市小学校、その

辺考えたら大きな建物のあるところには全て地下に貯水池を設置していただくような話にもなっていくのかなとも思うんですけど、その辺はどうなんでしょうか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○土木課長（菊武秀明君） 貯留施設につきましては、流すとなると下流側の許容する能力とかを検討していきます。今度、ためるということになると、やっぱり上流からためてどんだけ流すことによって下流に影響があるかというところがありますので、そういったところの公共用地であるとか、小学校、中学校のそういった広い土地を活用してでのそういった貯留施設が必要なのかというのも、今後、一つ一つ見ていく必要がございますが、まず、小学校につきましては、改修の予定とか含めまして、グラウンドの改修のときにやるのかとか、建物改修やるのかとかいうのは、一つ一つ、そこそこで検討をさせていただこうかと考えております。

あとは、公共施設の中でも雨水幹線に近いのか遠いかとか、その場所に特性がございますので、そこら辺は有効性を検討しながら一つ一つ、できるところからやりたいと考えております。

○委員長（八尋一男君） ほかに。副委員長。

○副委員長（段下季一郎君） 関連というか、今、辻本委員が言われた二日市中学校の底の貯留施設の話をしたと思うんですけど、それができるまでというのは結構時間がかかるんじゃないかなと思うんですけど、それまでは、以前も話にこの委員会に出てましたけど、やっぱり止水板みたいなのがあると思うんで、各戸の家庭については何か止水板みたいなので対応できるような呼びかけとか、既存の住宅改修の補助金とかもあるんで、それが止水板にも使えますよとか、何かそういったものをすれば、さらにこの貯留施設ができるまでは浸水被害について対策ができるんじゃないかなと思うんですけど、その点、周知とか啓発とかいかがでしょうか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○土木課長（菊武秀明君） 毎年のようにやっぱり浸水されてるところとかもあるかと思えます。そちらについてのいろんな相談はお受けしてる場所なんですけども、なかなか止水をどういうふうにすればとかいうところはそこそこあるんですが、止水板の効果があるところについてはそういった方法もあろうかと思えます。

あとは、周知というところになりますけども、その周知の方法も今後、こういったソフト対策の中でいろんな先ほど申しましたカメラの設置だとか、そういった自己防衛的なこ

ういった方法の周知だったりするところも、段下委員の言われるとおりで、何らかの形で
今後は危機管理課あたりと連携して周知を図っていききたいと考えてるところでございます。

○委員長（八尋一男君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 午前中の水道局の話で、各家庭に雨水貯留のタンクを設置の補助金の話をもうちょっとアピールしたらどうかという話があったんですけど、今、住宅改修で駐車場の下に雨水を流し込んでしばらくポンプアップして庭に使うとかいう技術もあるので、そういうのもその補助金の対象にしていけば、1戸1戸の家庭でかなりの水をためて、雨水として流さずに済むんじゃないかなというのも、その辺も各家庭の御協力を得ながらね、そういう施策を進めてもいいんじゃないかなと思うんですね。どうなんですか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○土木課長（菊武秀明君） 実際、今進めております計画の中で、そういったところも少し検討しております。実際のところ、いろんな大学であるとか研究施設でそういったところを研究した結果がございます。

まず、家庭といいますか、今言われました駐車場の下に置けるタンクになりますと、やっぱり工事費がかなりかかってくるというのと、あと、駐車場の枠の中でどれほどの水がためられるかということの中なんですけども、どうしてもやっぱり容量が1トンから5トンまでとかいうふうに決まってくるので、そうなりますとやっぱり概略ですけども、20ミリほどの雨が降ると20分ほどでいっぱいになってしまうので、一つ一つを考える、で、いっぱいそれができると確かに効果があるかもしれませんが、それがなるまでにもかなり時間がかかるというところは、浸水対策としての効果としては難しいかなと。

そういう部分は、逆に、今、渇水時期で大変な思いをされてるかと思うんですけど、どちらかというとその水の有効利用という観点で考えられたほうがいいんじゃないかなというふうに、個人的には思ってるところです。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） 費用対効果があるかもね。

他にないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

それでは、引き続き所管事務報告に入ります。

課長。

○土木課長（菊武秀明君） それでは、舗装の個別施設計画につきまして御説明を申し上げます。

この舗装個別施設計画につきましては、筑紫野市公共施設総合管理計画の計画目標にありますインフラの資産である道路の長寿命化を図りながら、耐用年数を延ばし、ライフサイクルコストの縮減及び更新費用の平準化に努めるため、舗装の個別施設計画を策定したものでございます。

背景といたしましては、筑紫野市は、昭和40年代後半から50年代にかけて都市化とともに多くの道路が整備されており、整備から30年以上経過して大規模な修繕や更新などの老朽化対策が必要な時期を迎えております。今後は、一定の期間に老朽化対策としての費用の増大が見込まれることから、道路の利用状況などを踏まえ、令和8年度から令和17年度の10年間の舗装の修繕計画を舗装個別施設計画として策定したものでございます。

資料の1ページ目を御覧ください。

計画の対象路線の位置図でございます。示したい図の関係から、図面の左側が北の方向でございます。

1級市道や2級市道、バス路線などの幹線道路の約91キロメートルを抽出し、調査して計画しております。

市道の総延長は約503キロメートルに対しまして、約18%相当の距離となっております。

色分けの分類ですが、赤色が道路分類のBで大型車交通量が多い。国県道と並行してそれを補完してる幹線な道路などで5.3キロメートル。オレンジ色が道路分類Cで、駅や拠点施設へのアクセス路線などで39.2キロメートル。青色が道路分類Dで、生活道路であるが、バス路線等の比較的交通量が多い道路で46.2キロメートルの内訳となっております。

分類方法や調査計測方法は、国土交通省の舗装点検要領を基準にしております。

どのような計測を行い、評価するかというところでございますが、路面の性状調査につきましては、車両に搭載した測量システムを用いて、道路の現況画像及び三次元レーザー点群を取得して、ひび割れ、平坦性、あと、ひび割れ深さなどを数値化します。取得した数値からひび割れ率、わだち掘れ量、平坦性から、維持管理指数を算出します。

この維持管理指数をMC I と申しまして、2ページ目を御覧ください。

劣化の判断基準として道路分類ごとのMC I の該当する数値によって、左側の損傷レベ

ルと診断区分が決まってまいります。機械的に100メートル区間の平均値で算出します。判断基準の中でどの部分を修繕するか判断になりますけれども、詳細な内容は割愛させていただきますが、道路分類別のMC Iの数値によって、表の赤線で囲った範囲に入った箇所を本計画での舗装の修繕対象としております。

下の例写真は、例として修理対象となったところの損傷状況の写真でございます。左側の写真は、この路線が道路分類Bに該当する路線で、MC Iが4.4という数値になりましたので修繕対象となります。右側は道路分類Cの路線でございますが、MC Iが3ということになりますので、こちらも補修対象の路線となるという一例でございます。

次に、3ページを御覧ください。

路面の性状調査における判定結果の図面でございます。MC Iを算出し、評価ごとの色分けを行っております。赤色及びオレンジと黄色の一部が補修対象の区間でございます。道路分類別の延長は表のとおりでございます。赤枠内の道路延長が修繕計画の対象の延長で、総延長17.33キロメートルとなっております。

4ページ目を御覧ください。

舗装の個別施設計画として、先ほどの17.33キロメートルを令和8年度から令和17年度にかけて、10年間で舗装の更新を行う計画を立てております。全体事業費を9億5,105万3,000円と見込んでおり、10年間でコストの平準化を図ります。

また、この個別施設計画を立てることによって、社交金の防災安全交付金と地方債の道路新設改良整備事業債を活用する予定でございます。右下の円グラフで全体事業費のおおむねの財源の内訳を、予定でございますが計算をしております。

老朽化した道路舗装の長寿命化と更新費用の平準化を図りながら、道路の安全の確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑ある方はありませんか。

田中委員。

○委員（田中 允君） 舗装の計画は大体今聞いたけど、これ、白線やらがよう消えとりたいな。それとの関連はどのようになるか。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○土木課長（菊武秀明君） 白線につきましては、通常の維持補修のところで今後進めて

まいりますので、今、パトロールやっています。これでも一通り見てます。

あと、これとは別に、車載カメラといいますかね、そういったのを利用して一通りパトロールといいますか、点検をやっていますので、そういった情報を活用しながら、今度、年次計画あたりを順次、また順番に悪いところから直していく予定でございます。

○委員長（八尋一男君） 宮崎委員。

○委員（宮崎吉弘君） 説明ありがとうございます。

2ページのMC Iのこの道路の状況の写真なんですけど、これ、左から2番目はカットしてから、カットした中が割れてるような感じに見受けられますけど、私も結構市内を走ってて、こういった例えば下水のマンホールの周りがぼこんと陥没して、トラック規制してあるのではぼぼぼ乗用車とか2トン車ぐらいしか通らんけど、やっぱりそうやってマンホールのところの周りが痩せたり、こうやって工事をやって、よく見かけるんですけど、これ等の何というんですか、補修のやり方にも問題があるんじゃないかと私は思っているんですけど、そういったところの何というんですかね、兼ね合いというか、国道のこういうバイパスを修理していくということになってますけど、そういうところは検討されてるんですか。例えば工事するに当たって、部分的にひび割れたというのも一括して修理するわけですかね。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○土木課長（菊武秀明君） この個別施設計画を立てて、年間ごとに10年間の計画を立てていますので、先ほど申しました100メートルを基本としたところで平均値で悪いところとかをずっと取ってますけども、そのスタートをどこにするのかというのは、発注する前に現場を確認して、どこからスタートしてどこで終わるかというのは、今の計画どおりにはならない部分もありますし、舗装は自然の気象の影響だったり、車の往来での影響を大きく受けますので、10年間の計画の中でもやっぱり前後する部分もあります。

それとか、先ほど言われました住宅のためにカッターが入ったりとかしますので、そこら辺はおおむねここで計画を立てながら、逐一細かいところは調整しながら、舗装のやり替えということで全体のどこまでやり替えるかをやっていきます。

それとは別に、生活道路辺りはところどころで悪かったりしますので、短区間での補修なんかをこれとは別にやっていく予定でございます。

○委員長（八尋一男君） ほかに質疑はありませんか。

赤司委員。

○委員（赤司泰一君） これは、何年ぐらいに調査を考えてるんですかね。調査とかは。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○土木課長（菊武秀明君） これ、おおむね5年ごとにぐらい1回見直しをやっていこうかというふうに考えてます。

○委員長（八尋一男君） 赤司委員。

○委員（赤司泰一君） あと、これ、県も国も一緒ですか。市だけですか。なら、補助金関係とかはあんまり絡まんということですかね。市道やから、あんまり関係はないのかな。財源のことをね、考えたときに。地方債が63……。〔「4ページに書いてある」「4ページね」と呼ぶ者あり〕ここにいっぱい書いてあるね。

○委員長（八尋一男君） よろしいですね。ほかに質疑のある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

もう1件、行きましようかね。

塔原1号交差点の状況報告について、執行部から説明をお願いします。

課長。

○土木課長（菊武秀明君） それでは、塔原1号交差点の状況の報告をさせていただきます。令和7年12月に路面標示の改修を行って以降の塔原1号交差点の状況でございます。

資料の1ページ目を御覧ください。

上の交通航空写真が、令和3年のときの路面標示の状況でございまして、下の図が、令和7年12月に改修を施したものになります。

変更点は3点で、一つ目は、右折レーンの青色ラインをスリム化し、始まりと終わりをできるだけ延伸しております。二つ目は、直進の白色の波線をちょっと見やすく延伸しました。三つ目は、右折矢印を一つにして、二日市側からの直線矢印を二つにしております。

2ページ目に、施工後の写真をつけております。

横断歩道の切れ目から既に青色が始まっているのが分かるかと思えます。

続いて、3ページ目をお願いします。

改修する前と改修した後の結果になりますが、二日市方面から交差点へ進入する車両の右折車のうち、表のCの欄の正しく右折した台数の割合が約30%ほど改善した結果となっております。

4ページ目にも、同じく原口池方面から交差点に進入する車両の右折車のうち、Cの欄

の正しく右折した台数の割合が約20%ほど改善されているという状況になってございます。

どちらも路面標示の改修をしたことにより、改善した結果となっているというところでの認識でございます。

以上で施行後の状況の報告を終わらせていただきます。

○委員長（八尋一男君） 執行部もなかなか頭を悩ませながら、ラインをいろいろ引かれて、改善に向けて頑張っておりますが、質疑がある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

しばらく休憩いたします。

————— ・ ————— ・ —————
休憩 午後 3 時23分

再開 午後 3 時38分
————— ・ ————— ・ —————

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き所管事務報告でございますが、令和8年度一般会計予算の主たる事務事業に入ります。

報告を受ける前に、皆さんにお伝えをしておきます。この事務事業については、12月の定例会ではその年度の事業の進捗状況を、3月定例会では翌年度の事業について、各部から報告を受けることになっております。したがって、今回は令和8年度主たる事務事業について報告を受けたいと思います。質疑については、各課ごとに行いたいと思います。

なお、資料の網かけされた事業につきましては、予算審査委員会において資料要求をされた事業と重なっておりますので、本委員会の後に予算審査委員会が控えております。したがって、網かけされた事業については、事業名称のみにとどめていただきたいと思いますので、よろしく御理解、御協力をお願いをしたいと思います。

それでは、深見部長より出席職員の紹介をしていただき、報告をお願いいたします。

部長。

○建設部長（深見勝彦君） お疲れさまです。建設部職員が参っておりますので、自己紹介いたします。

○建築課長（鶴岡靖生君） 建築課長の鶴岡です。よろしく申し上げます。

○管理保全課長（中村昭治君） 管理保全課長の中村と申します。どうぞよろしくお願

いたします。

○土木課長（菊武秀明君） 土木課長の菊武でございます。よろしくお願いいたします。

○都市計画課長（鶴川和宜君） 都市計画課長の鶴川でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） それでは、報告をお願いいたします。

部長。

○建設部長（深見勝彦君） 建設部の令和8年度一般会計予算の主たる事務事業につきまして、委員会説明資料に沿って説明させていただきます。

資料の2ページをお願いいたします。

まずは、建築課の事務事業でございます。4件ありますが、そのうち、ナンバー2とナンバー4は、予算審査委員会において資料要求されておるものでございます。

それでは、ナンバー1、公共建築物中長期予防保全事業でございます。予算額は487万円で、内容は、公共建築物の更新・長寿命化を目的として、一定規模以上の改修や解体等に必要のアスベスト調査を実施するものです。

ナンバー2、耐震改修促進事業でございます。

続きまして、ナンバー3、空家等対策事業です。予算額463万2,000円で、内容は、相続人不存在の空き家について相続財産清算制度を活用するため、裁判所にも申立てをするものでございます。

ナンバー4、公共建築物長寿命化計画更新事業でございます。

以上で建築課事務事業の説明を終わらせていただきます。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑がある方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。

続きまして、管理保全課からお願いします。

部長。

○建設部長（深見勝彦君） 続きまして、管理保全課でございます。

資料は3ページと4ページでございます。

合わせて8件ございますが、そのうちナンバー6からナンバー8は予算審査委員会において資料要求されております。

それでは、ナンバー 1、自転車駐車場管理事業でございます。予算額は8,399万9,000円で、市内主要駅周辺 8か所の自転車駐車場の管理運営を行うものです。

続きまして、ナンバー 2、放置自転車対策事業です。予算額558万6,000円で、内容は、市内主要駅周辺の自転車放置禁止区域内における放置自転車への指導、撤去作業などを行うものでございます。

続きまして、ナンバー 3、大門高架下駐車場管理事業です。予算額540万4,000円で、内容は、大門高架下駐車場の維持管理を行うものでございます。

続きまして、ナンバー 4、公園施設長寿命化促進事業でございます。予算額3,628万3,000円で、内容は、公園施設長寿命化計画に基づき公園施設の長寿命化を行うものでございます。

続きまして、ナンバー 5、総合公園遊具等更新事業でございます。予算額9,929万1,000円で、内容は、老朽化している総合公園大型複合遊具等の更新を行うものでございます。

ナンバー 6、天拝公園改修事業。

ナンバー 7、総合公園改修事業。

ナンバー 8、筑紫公園整備事業。

以上で管理保全課事務事業の説明を終わります。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑がある方ございませんか。

○委員（田中 允君） 何番目でもいいんですか、この順番は。

○委員長（八尋一男君） 1から5番まで。

○委員（田中 允君） 順番じゃなくていいんですか。

○委員長（八尋一男君） 1から5までの中の順番じゃなくていいですよ。

田中委員。

○委員（田中 允君） 大門高架下の料金というか、いつか変わったのかな。去年からかな。

○委員長（八尋一男君） 中村課長。

○管理保全課長（中村昭治君） 料金の改定自体は行っておりませんので、前年度と……。

4時間まで無料のままでございます。

○委員（田中 允君） それは前からやったかな。

○管理保全課長（中村昭治君） 前からそのとおりでございます。

○委員長（八尋一男君） いいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。

次、土木課より説明をお願いします。

部長。

○建設部長（深見勝彦君） 続きまして、土木課でございます。

資料の5ページでございます。

5件ありますが、そのうちナンバー5は、予算審査委員会において資料要求されておるところでございます。

それでは、ナンバー1、橋梁長寿命化促進事業でございます。予算額は1億31万円で、内容は、橋梁の定期点検並びに維持補修を行うものでございます。

続きまして、ナンバー2、道路施設整備事業でございます。予算額9,283万4,000円で、内容は、舗装等の道路施設点検及び調査補修設計、修繕・更新工事を実施するものでございます。

続きまして、ナンバー3、道路整備事業でございます。予算額7,993万円で、内容は、狭隘な道路の拡幅や道路機能の充実・改善を図ることで、利用者の利便性、安全性を向上させるものでございます。

続きまして、ナンバー4、北杉塚道路改良事業でございます。予算額3,539万1,000円で、内容は、狭隘な道路の拡幅を行い、安全な通行の確保を図るものでございます。

ナンバー5、市営鷺田川周辺治水対策事業でございます。

以上で土木課事務事業の説明を終わらせていただきます。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑ある方はありませんか。

田中委員。

○委員（田中 允君） 説明の仕方ですね、道路整備事業か施設整備事業かいな、何か線やら引くと言いつたあれかな。さっき説明したろう、何かで。あれとまた別かいな。

○土木課長（菊武秀明君） 別です。

○委員（田中 允君） 別に……。

○土木課長（菊武秀明君） この下から2番のことです。

○委員（田中 允君） 道路施設……、どれがどれやったかな。

○委員長（八尋一男君） 田中委員の質問内容は、道路施設整備事業は先ほど説明された内容と同じですかということですが、同じと言えば、もう説明は要りません。

課長。

○土木課長（菊武秀明君） 先ほどの白線とかは、また維持補修事業のほうに……。

○委員長（八尋一男君） 10年計画で……。

○土木課長（菊武秀明君） 個別施設計画は、この道路施設整備事業の中の補修、舗装工事、工事請負費の中に入っております。

○委員（田中 允君） だから、それは全額これと思うとっていいわけですか。また別に何か大きい事業があるわけですか。この中身、7,100万円。

○土木課長（菊武秀明君） 7,100万円は、これは道路の舗装工事の6路線分を上げております。

○委員長（八尋一男君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 北杉塚はこの前出とったあの件かな。要望書か何かが出とった。そこら辺りを計画の説明の中でね、ちゃんとそういうのはしてくれな、分かりやすく。それやったらよ。違っとたら別やけど。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○土木課長（菊武秀明君） これは違う路線です。ちいさこべ幼稚園って分かりますかね。水城西小学校とか、ちいさこべ幼稚園とか。

○委員（田中 允君） ああ、北杉塚の。

○土木課長（菊武秀明君） 北杉塚の公民館から入ったところの一部分です。

○委員長（八尋一男君） ほかに質疑ございませんか。

田中委員。

○委員（田中 允君） もう少し分かりやすく説明してやらんね。

○委員長（八尋一男君） この説明書のページを使って説明はできませんか。

○委員（田中 允君） だから、例えばちいさこべ幼稚園に通じる北杉塚に通じる道路ですよとかさ。場所を書いてあったらいいよ。これ、書いてあるとかな。書いてなからうが。だから、主な説明はちゃんと分かる。聞いたとき、ああ、ああと言うて、中身は何やったちゃろうかで終わるけんね、そこら辺りは丁寧にお願いします。

○委員長（八尋一男君） それでいいですか。今、田中委員としては、質問されたわけですよ。もう少し地名とかを入れて、それで説明を再度してくれませんかと。

ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。

次、都市計画課の内容について説明をお願いします。

○建設部長（深見勝彦君） 続きまして、都市計画課でございます。

資料の6ページ、よろしくお願いします。

2件ございますが、そのうちナンバー1につきましては、予算審査委員会において資料要求されております。ナンバー1、ブロック塀等撤去費補助事業でございます。

ナンバー2、建築確認申請事務事業でございます。予算額は728万9,000円で、内容は、建築基準法に係る確認申請手続の相談業務及び狭隘道路のセットバック業務を行うものでございます。

以上で都市計画課事務事業の説明を終わらせていただきます。

○委員長（八尋一男君） 執行部から説明を受けましたが、質疑ある方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。終わりですね。ありがとうございました。

————— ・ ————— ・ —————
休憩 午後3時49分

再開 午後3時50分
————— ・ ————— ・ —————

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

出席職員が替わりましたので、平嶋部長より職員の紹介をお願いします。
部長。

○環境経済部長（平嶋顕治君） お疲れさまでございます。

それぞれ職員が来ておりますので、自己紹介をさせていただきます。

○農政課長（松永崇臣君） お疲れさまです。農政課長の松永です。よろしくお願いいたします。
します。

○環境課長（益永 晃君） 環境課長の益永です。よろしくお願いいたします。

○商工観光課長（渡邊成祐君） 商工観光課長の渡邊です。よろしくお願いいたします。

○委員長（八尋一男君） それでは、執行部から説明をお願いしたいと思いますが、網かけの部分については、事業名称だけで結構でございますので、内容説明は要りません。そ

ういう形で説明をお願いいたします。

部長。

○環境経済部長（平嶋顕治君） それでは、環境経済部の説明させていただきます。

まず、農政課から説明させていただきます。

まず、野菜振興対策補助事業でございます。農業振興を図るため、筑紫農協が組織する各部会等に補助金（出荷等に係る経費）を交付し、活動を支援するもので、部会名がブロッコリー部会、アスパラガス部会、ふれあい市出荷組合、キクイモ研究会、ぶどう出荷組合、筍出荷組合、いちご出荷組合、生姜出荷組合でございます。予算額は108万円でございます。

次に、有害鳥獣対策事業でございます。これは予算要求があつて分でございます。

次は、水田農業担い手機械導入支援事業。水田農業経営に係る高性能農業機械やスマート農業機械の導入（更新）に対する補助金を交付するものでございます。予算額は1,280万8,000円でございます。

次に、農業次世代人材投資事業ということで、農業の担い手の確保を図るため、青年等就農計画の認定を受けた新規青年就農者に対して資金を交付するものでございます。対象者は認定新規就農者、就農時49歳以下の方で、支援額が年間150万円、最長3年間ということで600万円の予算を組んでおります。

次が、5番目、新基本計画実装・農業構造転換支援事業でございます。

その次が、農村環境整備事業でございます。

二つとも、予算審査委員会で資料要求されたものでございます。

次ページをお願いします。

7番目、農業振興地域整備計画策定事業ということで、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画について、基礎調査を基に県や関係機関等との協議を行い、計画の全体見直しを行うもので、460万円の予算をつけております。

次に、8番目、産地づくり推進補助事業（水田調整対策補助事業）でございます。主食用水稻の生産調整実施に伴い、交付対象作物を作付し出荷または販売を行った農業者に対し、JAを通じて補助金を交付するものでございます。1,800万円でございます。

次が、9番目、荒廃森林整備事業。

その次は、森林環境譲与税活用事業でございます。

以上、農政課でございます。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑がある方はありませんか。

田中委員。

○委員（田中 允君） 水田担い手のこの機械導入事業ですけどね、これ、どのような機械を何件あるのかな。それを説明をお願いします。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○農政課長（松永崇臣君） 水田担い手機械導入支援事業なんですけども、来年度が3件上がっておりまして、一つはコンバイン、あと2件が農業用のドローンの購入が2件上がって、合計で3件上がってますので、予算額としては昨年度より約400万円ぐらい多くなっております。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 檜木委員。

○委員（檜木孝一君） 続きまして、その下、農業次世代人財投資事業。新規の方が何名で継続の方が何名いらっしゃるのか。

それと、次ページの7、農業振興地域整備計画策定事業、これ、460万円で計画作成ですかね。7年度と8年度で2年で……。 （「一つずつ行こう」と呼ぶ者あり）

○委員長（八尋一男君） 課長。

○農政課長（松永崇臣君） まず、次世代人財投資のほうを説明いたします。

予算的には、今、継続が2名いらっしゃいます。あと、今、相談を受けてる方がいらっしゃるんですけど、予算的には新規予定の方2名分を予算計上しております。

この分だけでよろしいですか。

○委員長（八尋一男君） はい。檜木委員、もう一度質問してください。

○委員（檜木孝一君） 7番に行っていていいですか。

○委員長（八尋一男君） はい。

○委員（檜木孝一君） 計画策定事業。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○農政課長（松永崇臣君） 農業振興地域整備計画の策定事業についてですが、こちらは令和7年度から実施をしております、契約額が大体決まっております。この残りの委託費が令和8年度で460万円ということで上がっております。

現状としましては、基礎調査と意向調査まで終わっております、来年度はいよいよ本

格的に計画案のほうを策定する見込みでございます。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 田中委員。どうぞ。

○委員（田中 允君） 水稻の生産調整は、前に大豆とかあったような気がするけど、具体的にもう少し説明をお願いします。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○農政課長（松永崇臣君） 産地づくり推進補助事業ですね。水田調整対策補助事業なんですけども、先ほど委員会でも外部評価で審議を受けた分なんですけども、基本的には国の水田政策の交付金があるんですけども、その対象者の中で、要は主食用水稻の生産調整の実施も含めて転作作物にされた農家さんを対象に、出荷または販売された方で、本市としましては農業の経営規模は関係なく対象として、JAさんを通じてうちの単独で決めた単価をかけて支払ってるものになります。

○委員長（八尋一男君） 質問に答えてください。

田中委員。

○委員（田中 允君） 分かりづらいですよ。

○委員長（八尋一男君） うん、質問に答えてない。作物は何ですかと。大豆ですかとか、いろいろ言ってるでしょう。

課長。

○農政課長（松永崇臣君） 失礼しました。

対象作物としては、麦、大豆、アスパラ、ブロッコリーとか、あと、野菜類は全て対象としております。

以上です。

○委員長（八尋一男君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） ありがとうございます。

続きまして、環境課に入ります。

部長。

○環境経済部長（平嶋顕治君） 次に、環境課でございます。

まず、1番目、新エネルギー設備普及事業。太陽光発電システム、家庭用燃料電池、住宅用蓄電池等の設置補助金でございます。予算額500万円で組んでおります。

次が、2番目、愛護動物対策事業ということで、飼い主のいない猫による被害を防止するため、地域猫活動をする者に対して不妊去勢手術等に係る費用を補助するもので、予算額が186万6,000円でございます。

3番目、ごみ指定袋等購入・販売事業。ごみ指定袋、粗大ごみシールの作成及び販売委託ということで、令和6年度の実績では617万4,500枚ということで上げております。予算額1億4,844万8,000円でございます。

次に、4番目、古紙集団回収奨励事業ということで、古紙等の集団回収を実施する町内会及び社会教育関係団体等への奨励金ということで、登録団体204団体ございますが、予算額1,376万円でございます。

次に、5番目、し尿運搬業務運営事業ということで、原田し尿中継基地の運営管理及び両筑苑への移送業務に対しまして予算額2,607万1,000円で組んでおります。

環境課は以上でございます。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から説明がありましたが、質疑ある方はありませんか。

榎木委員。

○委員（榎木孝一君） 1番目の新エネルギー設備普及事業500万円ですが、これまでの対象事業と同じ、拡大はないということによろしいですかね。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） お答えいたします。

先ほど榎木委員が言われたとおり、太陽光、エネファーム、蓄電池のメニューにしております。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） ほかに。田中委員。

○委員（田中 允君） この古紙回収の幾らかと、基準単価、その辺りを資料をもらいたい。

○委員（榎木孝一君） 関連して。

○委員長（八尋一男君） 関連して。榎木委員。

○委員（榎木孝一君） 単価の質問がございましたけども、対象物品も従来ということでよろしいでしょうか。お尋ねいたします。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○環境課長（益永 晃君） 古紙回収については、新聞、雑誌、あとは布ですね。メニユーは変わりないです。単価自体は1キログラム8円だったと記憶はしております。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） 私からですけど、それは品目に関係なくキログラム8円ですか。

○環境課長（益永 晃君） はい。

○委員長（八尋一男君） はい、分かりました。ありがとうございました。

ほかに質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（八尋一男君） 質疑を打ち切ります。

次に、商工観光課について御説明をお願いいたします。

部長。

○環境経済部長（平嶋顕治君） 商工観光課でございます。

まず、1番目、商工振興対策補助事業。市内中小事業者への経営改善や経営指導、地域振興策への取組等を実施している商工会に対する補助で、予算額2,418万円でございます。

次に、2番目、中心市街地活性化補助事業。中心市街地の活性化を図ることを目的に活動するまちづくりNPO法人ほっと二日市に対する補助で、予算額150万円。

3番目、空き店舗対策補助事業。市指定の地域において1年以上空いている店舗で開業する事業者に対する家賃の一部補助ということで、予算額404万5,000円。

紫プロジェクト補助事業ということで、紫をキーワードとしたまちづくりを活動する筑紫野市商工会に対する補助で170万円。

5番目、経済対策事業住宅改修工事補助事業ということで、自己が所有し、居住している住宅の改修工事を市内施工業者によって行う場合にその経費を一部補助することで、1,500万円。

6番目が、地域活性化商品券補助事業。こちらは予算審査委員会に上がっております。

次に、11ページ、7番目、天拝山観月会withいきいき商工農フェスタ開催補助事業。こちら予算審査委員会に上がっておるものです。

次に、8番目、二日市温泉藤まつり開催補助事業。二日市温泉藤まつり実行委員会の活動費補助金、4月19日開催予定のものに対しまして予算額300万円計上しております。

次に、9番目、観光振興対策補助事業、観光協会の分なんですけど、本市の観光振興の中心的な役割を担う筑紫野市観光協会の活動に対する補助で450万円。

商工観光課は以上でございます。

○委員長（八尋一男君） ただいま執行部から説明を受けましたが……。

田中委員。

○委員（田中 允君） この住宅改修工事補助たいな。これは何件ぐらい予定しているか、その内訳を説明してもらいたい。これは1割やったろう。100万円の1割とか、何かそういうのがあったろう。そういうのを分かりやすく説明して。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○商工観光課長（渡邊成祐君） 住宅改修工事の御説明をいたします。

住宅改修工事をされた個人の方に対しまして、10万円以上の工事費がかかった場合に、そちらの税抜で10%を補助いたします。補助額としましては、上限が10万円となっております。

令和7年度の実績でございますけれども、補助金の交付件数が176件、総工事費が約2億5,800万円程度の工事が行われておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（八尋一男君） 田中委員、いいですか。田中委員。

○委員（田中 允君） 上限が100万円ということですね、工事代が。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○商工観光課長（渡邊成祐君） そのとおりでございます。例えば120万円とか工事をされたといたしましても、10万円の補助までしか出ませんということになります。

○委員（田中 允君） そこから説明してよ。

○商工観光課長（渡邊成祐君） 申し訳ございません。

○委員長（八尋一男君） ほかに質疑ございませんか。

田中委員。

○委員（田中 允君） ほっと二日市の150万円ですけど、これはどのような事業をやっていますかね。

○委員長（八尋一男君） 課長。

○商工観光課長（渡邊成祐君） ほっと二日市、NPO法人でございますけれども、ほっと二日市が行っておりますイベントですね、二日の市、毎月2日に行っております。それから、年に1回行われます土曜夜市、それから、二日市イルミネーションパープルナイトを行うもの。まず、イベントとしては以上ですね。

それから、それ以外にも情報発信の業務を行っていただいております、そういったものに対する補助、それから、あそこが拠点として事務所を構えておられますので、そちらの補助もいたしております。

以上です。

○委員長（八尋一男君） ほかに質疑のある方はございませんか。宮崎委員、いいですか。

○委員（宮崎吉弘君） 結構でございます。

○委員長（八尋一男君） 以上で質疑……。

部長、どうぞ。

○環境経済部長（平嶋顕治君） 最後に。藤まつりが4月19日にありますので、また、皆さんには案内のほうをさせていただきたいんですけど。ぜひ4月19日、藤まつりがありますので、お越しになっていただければと思います。よろしく申し上げます。

以上です。

○委員長（八尋一男君） 最後に藤まつりのPRがありましたが、以上で終わります。お疲れさまでした。

○委員（田中 允君） どこに付いとうとね、パンフレットは。できとるならちゃんと配らんね。

○商工観光課長（渡邊成祐君） 今、作成中で、レターボックスに入れさせていただきます。

○委員長（八尋一男君） 執行部退席のため、しばらく休憩をいたします。

—————・—————・—————
休憩 午後4時10分

再開 午後4時11分
—————・—————・—————

○委員長（八尋一男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これで本日の議事は終了いたしました。

これをもちまして、建設環境常任委員会を閉会といたします。お疲れさまでした。

—————・—————・—————
閉会 午後4時11分